

生活福祉委員会記録

○開催日時

令和元年12月13日 午前10時～午後3時7分

○開催場所

第3委員会室

○出席委員（8人）

委員長 中島由美子
副委員長 森満晃
委員 福田俊一郎
委員 川畑善照

委員 永山伸一
委員 新原春二
委員 福元光一
委員 成川幸太郎

○その他の議員

議員 持原秀行
議員 下園政喜

議員 落口久光
議員 松澤力

○説明のための出席者

市民福祉部長 上大迫 修
市民課長 西田光寛
環境課長 上口敬子
川内クリーンセンター所長 原 暢 幸
市民健康課長 檜垣 淳 子
保険年金課長 山元 茂
障害・社会福祉課長 南 輝 雄
高齢・介護福祉課長 遠矢 一 星
保護課長 松尾和俊
子育て支援課長 知識伸一
税務課長 道場 益 男

収納課長 山口隆雄
消防局長 新盛和久
警防課長 小倉要一
消防総務課長 田中清総
予防課長 石原浩之
通信指令課長 坂口勝彦
水道局長 新屋義文
水道管理課長 草留隆志
水道工務課長 四元新一
下水道課長 今村 淳 一

○事務局職員

事務局長 田上正洋
議事調査課長 堀ノ内 孝

課長代理 久米道秋
管理調査グループ員 堀之内 孝 充

○審査事件等

審 査 事 件 等		所 管 課
議案第132号 薩摩川内市消防団員の定員、任免、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	令和元年度薩摩川内市一般会計補正予算 (所管事務調査)	消 防 総 務 課 警 防 課 予 防 課 通 信 指 令 課
議案第142号 令和元年度薩摩川内市一般会計補正予算		
議案第133号 薩摩川内市簡易水道事業の設置等に関する条例の制定について	令和元年度薩摩川内市一般会計補正予算 令和元年度薩摩川内市簡易水道事業特別会計補正予算 令和元年度薩摩川内市温泉給湯事業特別会計補正予算 令和元年度薩摩川内市簡易水道事業特別会計補正予算 令和元年度薩摩川内市温泉給湯事業特別会計補正予算 令和元年度薩摩川内市水道事業会計補正予算 (所管事務調査)	水 道 管 理 課 水 道 工 務 課
議案第142号 令和元年度薩摩川内市一般会計補正予算		
議案第143号 令和元年度薩摩川内市簡易水道事業特別会計補正予算		
議案第144号 令和元年度薩摩川内市温泉給湯事業特別会計補正予算		
議案第156号 令和元年度薩摩川内市簡易水道事業特別会計補正予算		
議案第157号 令和元年度薩摩川内市温泉給湯事業特別会計補正予算		
議案第164号 令和元年度薩摩川内市水道事業会計補正予算		
議案第134号 薩摩川内市下水道事業の設置等に関する条例の制定について		下 水 道 課
議案第142号 令和元年度薩摩川内市一般会計補正予算	令和元年度薩摩川内市一般会計補正予算 令和元年度薩摩川内市公共下水道事業特別会計補正予算 令和元年度薩摩川内市農業集落排水事業特別会計補正予算 令和元年度薩摩川内市漁業集落排水事業特別会計補正予算 令和元年度薩摩川内市公共下水道事業特別会計補正予算 (所管事務調査)	環 境 課 川内クリーンセンター 市 民 課
議案第145号 令和元年度薩摩川内市公共下水道事業特別会計補正予算		
議案第146号 令和元年度薩摩川内市農業集落排水事業特別会計補正予算		
議案第147号 令和元年度薩摩川内市漁業集落排水事業特別会計補正予算		
議案第158号 令和元年度薩摩川内市公共下水道事業特別会計補正予算		
議案第142号 令和元年度薩摩川内市一般会計補正予算		環 境 課 川内クリーンセンター 市 民 課
議案第142号 令和元年度薩摩川内市一般会計補正予算		市 民 健 康 課
議案第151号 令和元年度薩摩川内市国民健康保険直営診療施設勘定特別会計補正予算		
議案第162号 令和元年度薩摩川内市国民健康保険直営診療施設勘定特別会計補正予算	令和元年度薩摩川内市一般会計補正予算 令和元年度薩摩川内市国民健康保険事業特別会計補正予算 令和元年度薩摩川内市後期高齢者医療事業特別会計補正予算 (所管事務調査)	保 険 年 金 課 (税 務 課) (収 納 課)
議案第142号 令和元年度薩摩川内市一般会計補正予算		
議案第150号 令和元年度薩摩川内市国民健康保険事業特別会計補正予算		
議案第153号 令和元年度薩摩川内市後期高齢者医療事業特別会計補正予算		
議案第131号 薩摩川内市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	令和元年度薩摩川内市一般会計補正予算 (所管事務調査)	障 害 ・ 社 会 福 祉 課
議案第142号 令和元年度薩摩川内市一般会計補正予算		
議案第142号 令和元年度薩摩川内市一般会計補正予算	令和元年度薩摩川内市一般会計補正予算 令和元年度薩摩川内市介護保険事業特別会計補正予算 令和元年度薩摩川内市介護保険事業特別会計補正予算 (所管事務調査)	高 齢 ・ 介 護 福 祉 課
議案第152号 令和元年度薩摩川内市介護保険事業特別会計補正予算		
議案第163号 令和元年度薩摩川内市介護保険事業特別会計補正予算		
議案第142号 令和元年度薩摩川内市一般会計補正予算	令和元年度薩摩川内市一般会計補正予算 (所管事務調査)	保 護 課 子 育 て 支 援 課
議案第142号 令和元年度薩摩川内市一般会計補正予算		

△開 会

○委員長（中島由美子）ただいまから、生活福祉委員会を開会いたします。

本日の委員会は、お手元に配付の審査日程により審査を進めたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中島由美子）御異議ありませんので、お手元に配付しております審査日程により審査を進めます。

ここで、傍聴の取り扱いについて申し上げます。

現在のところ、傍聴の申し出はありませんが、会議の途中で傍聴の申し出がある場合は、委員長において随時許可します。

△消防局の審査

○委員長（中島由美子）それでは、消防局の審査に入ります。

△議案第132号 薩摩川内市消防団員の定員、任免、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○委員長（中島由美子）まず、議案第132号薩摩川内市消防団員の定員、任免、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局に補足説明を求めます。

○警防課長（小倉要一）それでは、生活福祉委員会資料の1ページをごらんください。

（1）下段の囲み線内記載の機能別団員について御説明いたします。

本市の既存の消防団員は、火災や地震、風水害等の災害時に出勤していただく通常の消防団員で、基本団員といいます。一方、地域防災力の充実強化を図るため、大規模災害時等に備え、能力やさまざまな事情に応じて特定の業務や活動のみに従事していただく消防団員を機能別団員といいます。

（2）の改正の概要でございますが、少子高齢化、人口減少、被用者の増加、若者の意識変化等により、消防団員の減少が続いている状況を踏まえ、地域防災力の充実強化とあわせて、大規模災害時の消防団活動を補完するため、新たに機能別団員を設け、さらに消防団員の任命要件を緩和することで、地域防災の担い手となる消防団

員の確保と地域防災力の向上を図るため、条例の一部を改正するものでございます。

（3）エ、記載の施行日につきましては、機能別団員の募集と発足準備等に期間を要することから、令和2年4月1日とするものでございます。

改正内容の詳細につきましては、次のページから記載の新旧対照表で御説明いたします。

2ページをごらんください。

現行欄、第1条の3行目から4行目に記載の、薩摩川内市消防団員（以下「団員」という。）を、右側改正後（案）のアンダーラインの「消防団員」に改め、階級の種別である団員との種類の総称である消防団員とを区別するため、文言の整理を行うものでございます。

改正後（案）第2条の2につきましては、同条第1項で消防団員の種類を基本団員及び機能別団員とし、同条第2項で基本団員は機能別団員以外の全ての消防団員で、同条第3項で機能別団員は、市長が定める特定の消防任務に限り従事する消防団員であるとして、消防団員の種類を明文化するものでございます。

改正後（案）第3条につきましては、同条第1項第1号に記載の任用要件のうち、アンダーラインの「勤務し、又は通学する者」を追加するとともに、同項中、現行の第3号の「志操堅固で、かつ身体強健な者」から、改正後（案）のアンダーラインの「心身ともに健康であり、消防団員の任務に堪えることができると認められる者」に表現を和らげ、任用要件を緩和するものでございます。

下段、第12条の報酬につきましては、機能別団員の階級は班長と団員とし、その階級にある者について報酬額を定めるもので、基本団員の報酬額の半額を支給するため改正するものでございます。

○委員長（中島由美子）ただいま当局の説明がありましたが、これより質疑に入ります。御質疑願います。

○委員（森満 晃）この機能別消防団については、この間、私も一般質問で質問させていただきましたので、ある程度内容は理解しているつもりなんですけども、機能別団員を入れることによって、今のこの定員、1,329名の充足率がアップするというところで、今は90%ぐらいというこ

とですよ。ですので、これの採用によって、非常にパーセンテージは上がると思うんですけども、機能別消防団員は各分団への割り当てとか、そういった部分っていうのはないんでしょうか、そこをちょっと教えてください。

○警防課長（小倉要一） 機能別消防団員の人数につきましては、約60名程度を予定してございます。来年度発足予定の機能別消防団員につきましては、大規模災害時の避難所の運営補助員として配置するものでございまして、基本的には団本部、本土地域は団本部づき、上甌地域につきましては大隊づきと、下甌地域につきましては下甌大隊づきで予定してございます。

ただし、大規模災害が発生し、消防団員で人数が足りない場合の活動につきまして、土砂のはねのけ作業であったりとかいう作業が生じましたら、分団づけではないんですが、その分団長の指揮のもとに御活動いただくというような内容でございます。

○委員（森満 晃） わかりました。もう一点、採用するあたりで、出初め式でもそうですが、いろんなガス会社だとか、電力会社だとか、あるいはクレーン会社との協力連携はとられているとは思いますが、そういった中で、そういうのが退職された方だとか、クレーンで、あるいは重機を移動したりとか、そういう方々も、そういう大規模災害の分で採用が可能っていうか、そういう部分もあってもよろしいんですか。

○警防課長（小倉要一） 薩摩川内市の災害形態、地域の実情を勘案しまして、皆様方からの御意見であるとか、住民の皆様、消防団員の幹部の皆様方の御意見等を踏まえ、将来的には重機を取り扱う方々の機能別消防団としての登用も必要ではないかということは考えてございます。

○委員（成川幸太郎） 機能別消防団員について、森満副委員長が一般質問でやられたときに、制服についてビブスを予定しているっていうことを言われたんですが、ちょっとどうかなって思っ、て、ビブスって何かなって調べてみたら、スポーツの際にそれぞれの選手を見分けるために使うもの。英語ではよだれかけを意味するっていうふうにあったんです。もういろんな形で、今言われたような、森満副委員長が質問した作業が従事されるとすれば、ビブスじゃ、もうとてもじゃない、

危険度が高くなる。せめて作業服なり、ジャンパーなりっていう制服は支給すべきじゃないか。

まして、半額にし、報酬も出るわけですから、それなりの位置づけをしてやらないと、ビブスのびらびらじゃ、非常に見苦しいという形だと。ちょっと、そこら辺は前向きにもっと検討できないんですか。

○消防局長（新盛和久） 機能別消防団員につきましては、本会議で答弁したとおりでございます。ビブス、帽子、そういったものを支給する予定でございますが、今、警防課長が説明したとおり、当初の活動につきましては、避難所運営とか、そういった部分について考えているところであって、すぐ機能別消防団員とわかるというような、よだれかけではございませんけども、ビブスを着用するというふうにしてございますが、今、将来的な課題として、現場で活動するような消防団員の機能別消防団員も考えているというふうに答弁したところでございますので、そういった団員については、やはりビブスでは足らないので、これから検討していきたいというふうに考えております。

○委員（成川幸太郎） 募集される際に、そういった形で募集されると、機能別消防団員で協力したいと思った人たちも、情けなく思うんじゃないかなと。

まして、今度の任用の要件を緩和されて、18歳以上で上限はないわけですね、元気であれば。そういう人たちが一緒になって協力しようとしたときに、消防団員との差が余りにも感じられるような、制服がちょっと寂しいのかなと思います。ぜひ、いろんな検討をお願いしたい、予算上も必要なんだろうけども、ぜひ、よろしくお願い致します。

○委員（福田俊一郎） 任用要件についてですが、今回、この文言が、「居住し、勤務し、又は通学する者」となりましたが、先ほど来出ております、例えば重機等の操作あるいは資格等、大規模災害等に必要、そういう運転にかかわる人等を想定して、要するに薩摩川内市内に勤務する、あるいは学生、薩摩川内市内の学生であって、本来の現住所は別のところでも、そういった方も想定してのこういった任用要件になっているのかというのをちょっと確認をしたいと思い

ます。

○警防課長（小倉要一）今御質問された内容のとおりでございまして、そういう勤務されている方、住所がなくても勤務されている者でございましたら、薩摩川内市のために御活動いただけたら御入団いただきたいと思います。と思っております。

○委員（福田俊一郎）そうしますと、今後の募集については、こういった関係の会社等にも案内を差し上げて、そういった協力をしてくださる方々を発掘していくというような姿勢で取り組んでいかれるのでしょうか。先ほど、ある程度の件数を言われたところでしたけども。

○消防局長（新盛和久）この機能別消防団員につきましては、もう先進地のほうで取り組んでいる自治体はたくさんございます。その中で、例えば東京とか、昼間人口はすごく多いけれども、夜はいなくなるとか、そういった地域もあつたりして、勤務をする、そこに事業所のある方も含めて、機能別消防団に入れるというような例がございますので、こういった文言に改正をしたわけでございますが、先ほどから答弁してとおり、とりあえずは避難所運営等の——今、防災サポーターさんとか消防団サポーターとかいらっしゃいますけれども、そういった方々を機能別消防団員のほうにスライドをして、それでもなかなか消防団の確保ができなくなった場合等につきましては、今、委員から質問があったとおり、勤務をされる事業所等にもお願いをしていきたいというふうに考えて、こういった改正をしたところでございます。

○委員（福田俊一郎）確認ですけれども、今回、通学する者という文言が入っています。これは、通学するというのはどういったことを念頭において、通学する者を入れられたのでしょうか。

○警防課長（小倉要一）該当されると思われる学生につきましては、能力開発校でございましたりとか、純心大であったりとか、そういうところを想定してございます。

○委員（福田俊一郎）念のためですけど、18歳といえば高校生も入りますが、その辺はどうなのでしょう。

○消防局長（新盛和久）高校生の消防団員という部分につきましては、我々は今のところ想定はしていないところでございますが、今、大学生

につきましては、学生消防団員という制度が取り入れられておりまして、そういったことも含めて、将来的な課題として、そういう大学生にも門戸を広げられるように、こういった文言を修正をしたところでございます。

高校生につきましては、やはり労基法の関係上、守られないといけない立場の人たちだろうというふうに考えておりまして、そういう方々の消防団員への入団というのは、現状では考えておりません。

○委員（福元光一）機能別団員とはって、ここに文言書いてあるんですけど、場合によっては消防団員よりも特殊な技術を要する機能別団員のほうが、活動する技能を持っておられる場面も出てくると思うんですが、やはり機能別団員を募集するときは、極端に言ったとき、重機類なんかを扱える人とか、そういう人、年額で2万2,500円って書いてあるんですけど、これは、何日出てこのぐらいなのか、根拠とするところはどこですか。

○警防課長（小倉要一）報酬の2万2,500円の御質問でございますが、基本団員の年額報酬が、団員さんが4万2,000円でございます。1年間出られる場合を想定してございますが、機能別団員につきましては、先ほど申し上げましたとおり、避難所運営の補助要員を当初は予定してございますので、そういうことが必要になる時期と言われるのは、大雨が降ります5月から台風シーズンの10月までを想定してございまして、約半年間の活動が主になるということから、半額としたものでございます。

○消防局長（新盛和久）補足いたしますけれども、これは年額報酬であって、その都度出られたときに費用弁償というのは、また基本団員と一緒に5,200円というのはありますので、年額報酬が基本団員の半額であって、1回当たり活動された場合には、基本団員と同じ額というのが支給されます。

○委員（新原春二）中身についてはよくわかりましたし、非常に大事なことですし、非常にいいことだというふうに思います。

ただ、運用の問題なんですけど、市としては、災害があった場合、市の対策本部が立ち上がっているわけで、詰所要員も含めて市の職員が配置をさ

れて、また補助員としていろんな方々が入ってくるんですけれども、そういった場合に、60名の皆様、団本部つきということで話がありましたけれども、その指令としては消防本部が指令をするのか、また、分団長の指示でという話だったんですけれども、その分団長の指示というのはどういうふうな指示なのか。団つきであって、それを、派遣された地域の分団の指示で動かれるのか、そこから辺の運用のあり方について、ちょっと説明してください。

○警防課長（小倉要一）機能別消防団員の運用につきましては、2とおりを考えてございます。まず一つ目につきましては、市の対策本部ができた場合の避難所の運営としての補助員の任務でございますが、この場合は、市の災害対策本部から決断が下された場合は、前もって事前協議、団長と協議して、災害本部から指示で詰所に派遣されるというようなことを考えております。

もう一つにつきましては、詰所要員としての機能別消防団員ではなく、現場で土砂のはねのけ作業であったりとか、何らかのそういう消防団員さんの、基本団員の補助の役割として活動される場合は、その地域の分団の分団長の責任の、指揮・命令のもとに御活動いただくという二つのパターンを考えてございます。

○委員（新原春二）そうなりますと、指示、指令の問題で、非常に複雑になってくるんですね。緊急に動かなきゃならない場合に、どちらから指示が来るのかということで、統一をされて、分団長の指示で動くということで確認してほしいですか。

○消防局長（新盛和久）機能別消防団員の避難所運営に関する指揮・命令に関する部分だと思えますけれども、当然災害等が発生しますと、災害対策本部ができまして、そこで市長をトップにしていろんな協議がされます。その中には、例えば、避難所運営の――今、詰所長とかいらっしやいますけれども、ああいった方々も市長のラインになりますし、機能別消防団員も市長のラインになっていくんですけれども、その中で、避難所運営に関しては、消防・防災、非常にグレーゾーンといえますか、お互いできる話になっておりますので、そこにつきましては、避難所における指揮・命令については、詰所長とか、そういった

方々と連携しながら運営をしていくというふうになります。

ですので、詰所長が上なのか、機能別消防団員が上なのかという部分については、ないというふうに思っております。お互い連携をしながら運営をしていくと。当然、そこに問題があれば、もっと上の消防団長とか、あるいは危機管理監とか、そういった方々から指示が来るというふうに思っております。

○委員（新原春二）なかなかまだ運用上予測が立たないんですけど、避難所が開設されて、詰所長がおって、避難をされてくる。その世話役も含めて、例えば、道路に土砂があるというので、消防団長がうちのほうに向いてくれということになれば、その方向で動くということで、確認してよいですか。

○消防局長（新盛和久）初動につきましては、当然、消防団長のほうからの指揮で動くというふうになります。

○委員長（中島由美子）ほかにありませんね。
[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（中島由美子）質疑は尽きたと認めます。

次に、委員外議員から質疑はありませんか。

○議員（下園政喜）先ほど、消防サポーターとは全然別物であると考えていいのでしょうか。それとも、サポーターと一緒に活躍するということも考えられるんですか。

○警防課長（小倉要一）本市の消防団サポート制度はもう、御存じのとおり、平成24年から創設したもので、大規模災害時等に長時間わたる場合に、現役の消防団員さんにアドバイスをいただく制度でございます。

機能別消防団員は、先ほど申し上げましたとおり、特定の業務に当たられる方を機能別団員というふうに取り扱いますので、全く別物で活動していただくということになります。

○議員（下園政喜）一つ要望なんですけれども、先ほど成川委員のほうから服装の問題が出ましたが、このサポーターの服装も、とてもじゃないけど冬場着ていくような服装じゃないもんですから、あれもひとつ考え直していただけないかと思うんですが、いかがでしょう。

○警防課長（小倉要一）非常に薄いという要

望がございまして、2年前に少し厚手のものに変更してございますが、今後、まだその厚手のものでも寒いということがございましたら、検討したいと思います。

○委員長（中島由美子）ほかにありませんね。
[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（中島由美子）質疑は尽きたと認めます。

これより討論、採決を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（中島由美子）討論はないと認めます。

これより採決を行います。本案を原案のとおり可決すべきものと認めることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（中島由美子）御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

△議案第142号 令和元年度薩摩川内市一般会計補正予算

○委員長（中島由美子）次は、議案第142号令和元年度薩摩川内市一般会計補正予算を議題といたします。

当局に補足説明を求めます。

○消防総務課長（田中清総）それでは、第5回補正予算書の63ページをお開きください。

9款1項1日常備消防費では、右側の説明欄にあります、常備消防一般管理費の事項で、9月30日付で職員2名の普通退職によります給料及び共済費の減額、また、普通旅費につきましては、横浜市消防局へ研修派遣しておりますが、家族での赴任を考慮しておりましたが、単身となりましたので、赴任旅費の減額としました。

出席負担金につきましては、本年度途中で職員数の変更が生じておりますので、学校入校等の、入校数の変更によりまして、減額調整しております。なお、職員手当につきましては、主に大雨洪水の警戒等に伴う時間外の増額によるものでございます。

常備消防車両費の事項では、自動車損害保険料の全国市有物件災害共済への契約開始時期を見直

した関係上、翌年度に係る分の保険料が本年度は必要なくなりましたので、保険料を減額しております。

続きまして、2目非常備消防費では、同じく右側、説明欄になりますが、非常備消防一般管理費の事項で、委託料としまして、消防団員の特定健康診断の受診者数の実績による健康診断委託料の減額となります。

また、山間地域にあります消防団詰所のテレビ共聴組合のテレビアンテナの光化工事、こちらが4件ほど計画されておりましたが、2件は本年度実施しないということが確定しましたので、落としました。

3日常備消防施設費では、常備消防施設費の財源調整のみで、補正はございません。

また、常備消防車両等購入費で、本年度、軽四輪積載車、軽トラックの更新を予定しておりましたが、この更新予定の車両は、17年前に株式会社鳳荘様から寄贈していただいたものでした。今回、再び同型の車両を御寄贈していただけるということになりましたので、落としております。

なお、御寄贈いただきました車両は、先日納車され、寄贈式等を行っております。

4目非常備消防施設費では、非常備消防車両等購入費の事項で、小型動力ポンプ積載車の更新に当たり、動力ポンプを載せる架台の改造費が必要でございましたが、こちらが必要なくなりましたので、減額いたしました。

今回の第5回の補正では、歳入での補正はございませんでした。

○委員長（中島由美子）ただいま当局の説明がありましたが、これより質疑に入ります。御質疑願います。

○委員（福元光一）先ほど、軽積込車の購入を、予算を組んであったんですけど、また寄贈してもらおうということで、これがマイナスになっているんですけど、そのときは、オートリさんという名前が出たんですけど、オートリさんのほうに、もう古くなったからまた寄贈してもらえないでしょうかという相談を持っていかれるんですか。

○消防局長（新盛和久）今回、17年前にいただいた車両でございまして、廃車をするというときには、17年前にいただきました車両が老朽化したために、今回、廃車いたしますということ

で、お礼状は出します。ただし、お礼状の中で、次もお願いしようという様なことは書いてございません。（笑声）

○委員（福元光一）金額が150万円ということで、軽自動車ですからそのぐらいだと思うんですけど、寄贈してもらったところに、もう廃車しますからというそれだけ、お礼状だけで済まされるんですね。わかりました。

○委員長（中島由美子）ほかにありませんね。
[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（中島由美子）質疑は尽きたと認めます。

次に、委員外議員から質疑はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（中島由美子）質疑はないと認めます。

ここで、本案の審査を一時中止します。

△所管事務調査

○委員長（中島由美子）次に、所管事務調査を行います。

当局に説明を求めます。

○予防課長（石原浩之）それでは、私のほうから所管事務調査について、一括して御説明申し上げますので、委員会資料の3ページをござんいただきたいと思います。

1の職場体験学習について、9月の委員会以降、市内2中学校の2年生5人が中央消防署等で職場体験学習を実施しております。

下段の2でございますが、消防指令業務共同運用研修会について、先進地である富山県の砺波地区消防組合消防本部と、総務省消防庁から講師を招き、研修会を実施いたしました。研修会には、北陸4消防本部、106名が参加し、実施いたしました。

続きまして、4ページをござんください。

3の幼年消防クラブの防災教室についてでございますが、15の幼年消防クラブの年長児309名が参加いたしまして、女性消防団員の方々の協力をいただき、体験を重視いたしました防災教室を2回に分けて実施いたしました。

下段の4の第6回消防フェスタについてでございますが、中央消防署で開催いたしました消防フェスタは、川内高等学校の書道部の書道パフォー

マンスのほか、消防車両や施設等を活用いたしまして、火災予防をPRいたしました。昨年の916名を超える975人の方々に御来場していただきました。

続きまして、5ページをござんください。

5の文化財建造物等の防火対策に係る特別査察の実施について、首里城での火災を受けまして、国、県から有形文化財建造物として指定を受けております新田神社と旧増田家住宅の特別査察を実施し、関係者に対し、施設の防火管理等について、徹底についてお願いをしたところでございます。

下段の6、第23回自衛消防隊消火競技大会についてでございますが、防火管理協会、危険物安全協会の加入事業所から3種目に、22事業所、31チーム、93人の方々に参加していただき、開催いたしました。種目ごとの結果については、資料に記載のとおりでございます。

続きまして、6ページをござんください。

7の防災研修センターの利用状況についてでございますが、開館から11月末現在で3万7,395人の方々に御利用いただいております。来庁された方々の市内外及び年代別は、資料に記載のとおりでございます。今年度は、11月末現在で6,492人に利用していただき、昨年の利用者合計の6,175人を上回ったところでございます。今後も引き続き周知・広報に努めるとともに、防災研修センターでの各種イベントを積極的に開催いたしまして、市民の方々の防火・防災意識の向上を図ってまいりたいというふうを考えております。

下段8の自主防災組織の訓練の状況についてでございますが、9月から11月末現在にかけまして、防災研修センターを含めて9回、288人の方々が参加され、実施されております。本年は、11月末現在で86回、1,142人が参加されて実施しているところでございます。

続きまして、7ページをござんください。

9の秋季全国火災予防運動に伴う主な行事等についてでございますが、(1)の各消防署の消防演習について、記載のとおり各施設で消防演習を実施いたしました。

下段の2、(2)の防火の呼びかけは、市内の各店舗及び主要交差点におきまして、幼年消防クラブ、女性防火クラブ、防火管理協会、危険物安

全協会、また、消防団員の協力をいただきまして実施したところでございます。

続きまして、8ページをごらんください。

(3)の高齢者宅・ゴールド集落の防火訪問についてでございますが、記載のとおり各地域の防火訪問を実施いたしました。

下段の10の各種訓練等の状況でございますが、(1)の集団救急訓練については、多数の傷病者が発生したとの想定を受けて、集団救急事故訓練を実施し、医師会との連携など、現場に即応した対応について確認を行いました。

続きまして、9ページをごらんください。

(2)のトンネル防災訓練についてでございますが、この訓練は、延長距離の長いトンネル内で交通事故等が発生したとの想定で訓練が実施され、関係機関との連携などを再確認をしたところでございます。

下段の(3)鹿児島市消防局西消防署との合同訓練についてでございますが、隣接の消防本部との消防及び救急相互応援協定に基づき行ったもので、市境にある八重山で滑落し、負傷者がいるとの想定で、合同での山岳救助訓練を実施いたしました。

続きまして、10ページをごらんください。

(4)の県内3地域救急業務高度化協議会合同作業部会についてでございますが、各地域の協議会が計画した訓練計画に基づきまして、119番通報から搬送、医師に引き継ぐまでの救急活動の確認を行い、救急隊員のスキルアップを目的に訓練を実施いたしました。訓練終了後は、各地域の指導救急医師から研修を実施していただきまして、有意義な訓練となったところでございます。

下段の(5)の鹿児島県石油コンビナート等防災訓練につきましては、記載のとおり関係機関と合同で防災訓練を実施いたしました。

下段の(6)の3機関合同潜水訓練についてでございますが、合同で水難救助活動を実施する可能性があることから、海岸線を管轄する3機関合同で、陸上でのロープワークから、海上での救助活動要領など、基本的な訓練から実践的な訓練を実施し、連携強化を図ったところでございます。

最下段の(7)の緊急消防援助隊の九州ブロック合同訓練についてでございますが、本市では、現在、消火隊、救急隊、救助隊を初め17隊を緊

急消防援助隊として登録しており、事前の計画に基づき訓練に参加したところでございます。

今回、この訓練は、毎年九州各県持ち回りで開催されておりまして、今回は、宮崎県の高原総合運動公園をメイン会場とされ、開催されまして、職員16名、救助工作車を含む車両5台を派遣したところでございます。

続きまして、11ページをごらんください。

11の薩摩川内市消防団年末警戒及び消防出初式についてでございますが、(1)の年末特別警戒は、12月の28日土曜日から30日月曜日の3日間、市内の各分団車庫、詰所で実施されます。これに伴いまして、年末特別警戒激励巡視を、初日の28日に本土地域9班、甕島地域2班の計11班で、市長等を巡視官といたしまして、資料の11ページから12ページに記載のとおり実施する予定でございます。

続きまして、資料の12ページの下段になります。

(2)の令和2年薩摩川内市消防出初式を市内3会場で実施いたします。3会場とも、1月5日曜日に実施いたします。各会場の開始時間につきましては、資料に記載のとおりに実施いたします。川内会場につきましては、8時20分から分列行進を行う予定でございます。川内会場の場所は、本年と同様に太平橋と開戸橋の間の向田側、川内川河川敷において雨天決行で行います。同会場で開催できないような暴風、大雪など、荒天時の場合は中止といたします。

13ページをごらんください。

川内会場の消防出初式のポスターになります。消防の伝統文化の顕彰を目指し、平成29年から薩摩川内火消し保存会による演技の披露を行っており、消防に対する市民の方々の理解を一層深めてもらうとともに、消防団と消防局が一体となった魅力ある組織づくりに取り組んでいるところでございます。寒い中でございますが、十分な防寒対策をされまして、御参列いただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

続きまして14ページをごらんください。

火災・救急の発生状況につきましては、御説明いたします。

(1)の表になりますが、11月末現在で火災が37件発生いたしまして、対前年4件の増とな

っております。救急は3,994件で36件の増となっているところでございます。

(2)から(5)の地域別、月別の火災救急状況は、記載のとおりでございます。

火災の種別では、昨年と比較いたしまして、主に建物火災が5件、林野火災が4件の増となっております。建物火災のうち、半焼以上の炎上火災は7件増加しており、火災の損害額の増加にもつながっているところでございます。

救急の種別につきましては、急病、一般負傷、転院搬送が多数を占めておりまして、件数につきまして、11月の救急件数が増加したことによりまして、昨年の件数を上回ったところでございます。

なお、(5)の表の下段に記載しておりますドクターヘリの要請につきまして、11月末現在で155件要請し、昨年と比較いたしまして49件の増となったところでございます。うち72件が、救急隊到着後の判断、天候不良及び重複要請等でキャンセルとなっております。

最後に、資料に記載ございませんが、年末年始の慌ただしい時期を迎えまして、火の取り扱いがおろそかになることもあることから、市民の皆様方が、年末年始を無火災で過ごしていただくことを目的に、あさって15日から来年1月10日まで、年末年始の火災予防運動を実施いたします。

○委員長（中島由美子）ただいま当局の説明がありましたが、これを含めて所管事務全般について質疑に入ります。御質疑願います。

○委員（新原春二）今報告をされたので1件だけ、文化財の防火対策について、特別査察をされたということですが、沖縄の首里城の火災原因という、一つは漏電があるんじゃないかという報道がありますけども、この査察の中で漏電等も含めて査察があったのかどうか、そこ辺をちょっと教えて。

○予防課長（石原浩之）首里城の火災の原因については、現在調査中ということでございますが、文化財につきましては、防火管理状況、消防設備の状況、コンセントの状況、あわせた形での立入検査を実施させていただいたところでございます。

○委員（新原春二）ぜひ、そこまでのチェックをしていただきたいと思います。

その件とは別に、防火用水槽の防火用設置がなされていると思うんですけど、全市的にどのくらいの設置がされて、公用地あるいは民有地、そのらの範囲がわかってたら教えてください。わかっていなかったら、また後ほど資料を下さい。

○消防局長（新盛和久）消防水利の状況でございますが、消防水利の基準に基づく充足率というのは、本市は51%、52%、そのぐらいでございます。

これにつきましては、40トン以上の耐震性の防火水槽と消火栓、これが対象になっておりまして、昔つくられた20トンの防火水槽というのはこの中には入らないので、実態としてはもう少し上がるんだろうなというふうに思っております。

一般的には、公有地に防火水槽というのはつくりますが、昭和40年代、このころに一般の民有地をお借りして防火水槽をつくっている例というのはいっぱいございまして、それにつきましては、謝金を払ってございます。

ただ、これについては、代が変わって息子さんの代になったりとかしたときに、壊してくれというのが結構来るんです。壊すためにはやはり50万円ぐらい費用がかさみますので、今はもう財産の確定しない防火水槽というのはつくらないようにしてございます。

ですから、つくる場合には公有地か、あるいは寄附採納でいただくか、そういった部分で、財産的に確定したものでないといくらもないというふうにしてございます。

済みません、謝金を出している件数については、今、持ってきていないということでございますが、私の記憶が間違いないければ、100件ぐらいいはあるというふうに理解しております。

○委員（新原春二）土地代、謝金ということで払われているということで、設置をされたときには、地域からの要望でされたと思うんですけど、それは民有地にされているということで、謝金としても60年間ずっと1,000円だと、謝金で1,000円で来ていると、60年ずっと使って1,000円というのも疑問な点があって、どうなっているんでしょうかという問い合わせと同時に、その防火水槽が据わっているところが民有地で、その近所に家をつくりたいと。そこがちょうど入り口になってくるということで、撤去をし

てもらえば一番いいんだけど、それができなければ迂回をした道路をつくりたいんですが、その費用補償はされるんだろうかという問い合わせがあって、そこ辺の状況はどうか。

○消防局長（新盛和久）先ほど言いましたように、これは、民地を借りて我々が使わせてもらっているわけですので、撤去してほしいという要望があったら、撤去せざるを得ないということですので、今もそういう撤去要望には応じているところでございます。

また、謝金1,000円について、これが妥当かと言われたら、妥当であるということは非常に言いづらいところではありますけれども、合併のときにも、結構これがそれぞれ、1市4町4村のやり方が違ってまして、そのときに初めて消防水利という部分も統合したわけではありますけれども、当時いろいろ検討したんですけれども、検討した結果、例えば撤去要望とかという部分がいっぱい来る可能性があるとか、そういう部分で、今、その部分については、今のところまだ合併当時のまま現状来ているというのが事実でございます。

○委員（新原春二）民地におけるそこ辺のやりとりについては、また個別ですので、また御相談をしたいというふうに思います。

もう一点、防火水槽の水を初動で使いますよね。使った後の水の補充についてなんですけども、今つくられるのは大体もう水道から引っ張って、自動的に調整がされる水槽になっているという話は聞いていますけども、そうでないところ、全く水槽に対する補充の装置がないところについて、そこを使った後の補充はどうされていますか。

○消防局長（新盛和久）防火水槽について、使ったときの補水というのは、例えば、近くの消火栓とか、あるいは河川とか、そういった部分に、部署した消防隊が、使った水槽に補水するというようなことになっております。

今、委員からありました自動的に補水するシステムというのは、合併前の祁答院町に見られたものでございましたけれども、これはやはり、後ろに水道局長もいらっしゃいますけれども、誰でも水道管を扱えるという部分については、これはよくないだろうということで、祁答院地域については、ある部分については全て撤去してございまして、今、市内の防火水槽、全て自動的に補水する

システムはなくて、火災のときには消防隊が責任を持って補水するという体制にしております。

○委員（新原春二）その補充が、いつごろされるのか、消火が終わった後、すぐもう補充されるのか、されるとすれば、消防団がするのか、本隊がするのか、そこ辺はどうですか。

○警防課長（小倉要一）火災現場におきまして、防火水槽に部署いたしましたら、補水については適時補水を消防隊が行っている状況もございます。ただし、周りの水利状況等によりまして、補水ができない、消火栓が1個しかなくて補水がなかなか難しいと、水圧をとることが難しいということでしたら、消火活動が一段落してから、消火栓から補水をする。基本的には、消防団の方にやっていただきますけれども、現場等の状況等を踏まえまして、常備の消防職員が後からやる場合もございます。

○委員（新原春二）水槽の水を使った場合に、大体いつごろの時点で満杯にしますよということ、地域のほうに、いつの時期に補充しておきますよということも、連絡を入れていただきたいということで、それが1週間なら1週間後でもいいんですけども、そこら辺の補充の期間を、周辺の自治会だったり、あるいはコミ協であったりすると思うんですけど、そこら辺の連絡をぜひ、体制をよろしくをお願いします。

○消防局長（新盛和久）使用した防火水槽は、これはまた次に火災が発生するおそれがありますので、直ちに補水をしております。ですから、消防隊が引き上げる前には、全て補水した状態で引き上げるというふうにしてございます。

○委員（福元光一）局長にお伺いいたします。先日、テレビニュースで、県外の消防局の中で不祥事がありましたよね。上司が職員にお金を借りてどうのこうのついでというのがありました、薩摩川内市消防局内でも、そういうのが、局長が話を聞いたことがあったのか。

それともう一つ、訓練と称して、やはり腹筋とかそういうの鍛えるために、上から乗ってあばら骨が折れたとか、どこか、あばらに限らずほかのところを負傷したという案件はなかったのか、お伺いいたします。

○消防局長（新盛和久）組織におけるパワハラあるいはセクハラの実態だというふうに思いま

すが、今、全国で726消防本部ございまして、見ておきますと、毎週のようにいろんな消防本部のほうから不祥事がニュースに上がってきているという実態がございまして、これは、もう国のほうも非常に憂いております。

幸いにして、本市の消防署から、そういったことがあったということで、ニュースになったりとかいう部分についてはないので、非常に安堵しているところでございますが、平成30年、一昨年、全国の消防庁が「パワハラ撲滅宣言」という部分に署名いたしまして、この問題に取り組んでおります。その際に、うちの全職員に、パワハラあるいはセクハラ、そういったものはあったかなかったかという実態調査をいたしました。これがゼロだったということは言えませんが、少しはそういったことがあったと、言葉であつたりとかという部分については把握をしております。それにつきましても、しっかりと全職員に管理職を通じて、あるいは私のほうから訓示という形で、そういうことが絶対にならないようにというふうにしていくところでございます。

また、先ほど、あばら骨を折るという話がありましたけれども、そういったことは私は把握しておりません。

○委員（福元光一） 聞き取り調査をして、それなりのことが少しあったということだったんですが、聞き取りじゃなくて相談を受けたことはなかったですか。

○消防局長（新盛和久） そういった事実について、相談を受けたことも聞いたこともございません。

○委員長（中島由美子） ほかにありませんか。
[「なし」と呼ぶ声あり]

○委員長（中島由美子） では、質疑は尽きたと認めます。

次に、委員外委員の質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（中島由美子） 質疑はないと認めます。

△第2次総合計画後期基本計画（素案）

○委員長（中島由美子） 次に、第2次総合計画後期基本計画（素案）について当局に説明を求めます。

○消防総務課長（田中清総） それでは、素案の16ページをお開きください。

まず初めに、ページ中ほどの施策の方向性の消防局所管分であります①と②について説明します。

①の地域防災力の向上では、大きな変更はなく、最初の行の「相互」の削除、その3行下で、「要配慮者」から「避難行動要支援者」への変更となっています。

②の消防救急体制の充実では、前期計画から変更はございません。

次に、ページ上の成果指標と目標値の表です。

まず、①の自主防災組織の訓練実施率については、現状値は27%、目標値は40%に設定しました。各自治会やコミュニティ協議会で結成する自主防災組織の訓練実施率は、結成当初よりも下がってしまいました。しかし、昨今の地震災害や台風、豪雨災害の状況を見ますと、自主防災訓練の重要性は明らかでありますので、目標値により自主防災訓練の推進目標となるような、現状を踏まえた数値を設定いたしました。

次に、②の市民による救命活動の実施率ですが、現在、本市において実施している普通救命講習会は、毎年100回を大きく超え、市内の公立中学校の2年生全員が受講するなど、受講者数の累計は4万人を超え、薩摩川内市全市民に対して43%にも達しています。

この高い受講率から、市民による救命活動の実施率が、前期において目標値を上回ることができたと考えています。

しかし、この実施率は、本来100%を理想とするものでありますので、目標値は更に高く設定して、市民の救命活動の実施率を上げていきたいと考えております。

○委員長（中島由美子） ただいま当局の説明がありましたが、これより質疑に入ります。御質疑願います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（中島由美子） 質疑はないと認めます。

次に、委員外議員の質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（中島由美子） 質疑はないと認めます。

以上で、消防局の審査を終わります。

△水道管理課・水道工務課の審査

○委員長（中島由美子） それでは、水道管理課及び水道工務課の審査に入ります。

△議案第133号 薩摩川内市簡易水道事業の設置等に関する条例の制定について

○委員長（中島由美子） 議案第133号薩摩川内市簡易水道事業の設置等に関する条例の制定についてを議題といたします。

当局に補足説明を求めます。

○水道管理課長（草留隆志） それでは、議案第133号薩摩川内市簡易水道事業の設置等に関する条例の制定について説明いたします。

議案つづりの133-1ページになります。

説明は、水道局の議会資料で行います。

議会資料の1ページをお開きください。

今回の条例制定の概要は、簡易水道事業を公営企業会計に移行することに伴い、その設置等に関し必要な事項を定めるものであります。

法適化の形態であります。会計形態は水道事業とは統合せず、簡易水道事業単独の公営企業会計とします。法適用の範囲は、財務規定等のみの一部適用とします。法適用の開始は、令和2年4月1日です。

条例の内容につきましては、地方公営企業法の規定に基づき、経営の基本、予算で定めなければならない重要な資産の取得及び処分などを条例で定めます。

関係条例の一部改正に関しては、薩摩川内市特別会計条例は、第2条第1項に、「地方自治法の規定で定める簡易水道事業会計」の文言を削り、同条第5項には、「地方公営企業法の規定により設置する簡易水道事業会計」の文言を加えるなど、改正します。

薩摩川内市簡易水道事業条例は、簡易水道事業の地域名や給水区域を定めた別表を削除するなどの改正を行います。

また、水道局の生活福祉委員会資料の1ページに、議案第133号と134号に関連して、簡易水道事業及び下水道事業の地方公営企業適用について、概要をまとめてあります。

1の公営企業会計化の必要性につきましては、人口減少等に伴う料金収入の減少や施設の老朽化

による更新事業の増大など、経営環境が厳しさを増しています。将来にわたり安定的に市民サービスを提供していくために、経営状況を正確に把握し、中長期的な視点に立った計画的な経営基盤の強化と財政マネジメントの向上が求められていることから、公営企業会計に移行するものです。

2の公営企業会計適用による効果は、管理運営と建設改良に係る取引に区分した経理により、経営状況や財政状態の把握ができるようになります。

また固定資産台帳から、老朽化状況の把握や計画的な維持管理や更新ができるようになり、減価償却費を費用に含めることで、適正な料金水準を算定できます。

財政状態の情報開示や期間損益計算が適正に行われることで、財務情報がわかりやすく示されることになり、市民や議会による管理体制が向上することになります。

3の財務規定等のみの一部適用は、地方公営企業法の総則、財務などが適用され、組織としての職員の身分は、一般行政職員と同様に、地方公務員法の適用を受けます。

会計方式は、複式簿記での経理になり、出納及び会計事務は、会計管理者から市長の企業出納員に移ります。

○委員長（中島由美子） ただいま当局の説明がありましたが、これより質疑に入ります。御質疑願います。

○委員（福田俊一郎） 今、説明の中で、今回公営企業化をする際に、職員の身分はそのままということで、経営のほうを進めていくということですが、企業社員、企業職員の要するに考え方、あるいはコスト、人件費等の考え方についてはどういうふうに運営していくのかを、ちょっと説明をいただきたいと思います。

○水道管理課長（草留隆志） 現在の水道事業においては、水道事業に係る職員は公営企業職員ということで、水道事業のほうで全部人件費を見ております。

簡易水道事業につきましては、今、甕島、上甕島、下甕島地域だけが簡易水道事業なんですけれども、こちらの甕島につきましては、職員が水道事業だけではなくて、いろんな建設部門であったり、産業部門であったりということで、いろんな事務をふくそうしてされておりますので、公営企

業会計の職員ということで、この人に特定して水道事業だけやってもらうというのがなかなか難しい状況にあります。

そういうこともありまして、簡易水道事業につきましては、公営企業の職員ではなくて、今の一般行政職員という形での身分でやっていただくということにしているところでございます。

○委員（福田俊一郎）それはよくわかっているんですけども、その先のちょっと質問をさせてもらったところでしたけれども、要は水道企業の会社を経営するわけですから、経営をする際に、水道料金にもいろいろコストがはね返ってくるといことになるわけですので、そうしたときに、人件費が入らなければそれだけいいわけで、それはもう企業会計の中で、そこからコストが下がるわけなので、いいことかなと。ただ、職員に頑張っていただかないかところはあるわけで、そこ辺は、要するに企業会計の中に賃金をどう盛り込まれるんだろうかということをお尋ねしているところですよ。

それと、現在の企業会計、水道企業会計についても、退職金については公務員として退職金を出していますけれども、この辺も同じような形で取り扱われるのかどうかも含めて、ちょっとそこも説明していただきたいと思っていますところでした。

○水道局長（新屋義文）現在は、特別会計で簡易水道事業を経営しておりますが、現在においても甌島職員、それと本庁職員の合わせて4名分については、簡易水道事業で人件費を払っております。今後についても、公営企業になっても同様の給料を支払っていくということになる予定であります。

それと、退職金につきましても、水道事業と一緒に、公務員としての退職金の支払いということで対応していこうとしています。（17ページの発言により訂正済み）

○委員長（中島由美子）ほかにありませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（中島由美子）質疑は尽きたと認めます。

次に、委員外議員から質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（中島由美子）質疑はないと認めます。

これより討論、採決を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（中島由美子）討論はないと認めます。

これより採決を行います。本案を原案のとおり可決すべきものと認めることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（中島由美子）御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

△議案第142号 令和元年度薩摩川内市
一般会計補正予算

○委員長（中島由美子）次は、審査を一時中止しておりました議案第142号令和元年度薩摩川内市一般会計補正予算を議題といたします。

当局に補足説明を求めます。

○水道工務課長（四元新一）それでは、補正予算について説明いたしますので、予算に関する説明書、第5回補正の49ページをお開きください。

4款3項1目水道費は、右側説明欄のとおり、簡易水道事業特別会計及び温泉給湯事業特別会計への繰出金の調整でございます。

○委員長（中島由美子）ただいま当局の説明がありましたが、これより質疑に入ります。御質疑願います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（中島由美子）質疑はないと認めます。

次に、委員外議員から質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（中島由美子）質疑はないと認めます。

ここで、本案の審査を一時中止します。

△議案第143号 令和元年度薩摩川内市
簡易水道事業特別会計補正予算

○委員長（中島由美子）次に、議案第143号令和元年度薩摩川内市簡易水道事業特別会計補正予算を議題といたします。

当局に補足説明を求めます。

○水道工務課長（四元新一） それでは、予算に関する説明書、第5回補正の91ページをお開きください。

まず、歳出から説明いたします。

1款1項1目一般管理費は、右側説明欄のとおり、4月の人事異動に伴う職員給与費等の調整と、消費税及び地方消費税の確定に伴い、公課費を調整するほか、県道整備に伴い、送水管の布設がえ工事を計画しておりましたが、県道整備の見直しにより、工事の必要がなくなったため、工事請負費を減額するものでございます。

次に、92ページをごらんください。

2款1項1目施設整備費は、下甑の長浜地区で国庫補助事業により実施しております配水管布設がえ工事にあわせて、特定離島ふるさとおこし推進事業を活用して、給水管の布設がえを実施しておりますが、実績見込みにより減額するものでございます。

続きまして、歳入について説明いたしますので、前に返っていただき、86ページをお開きください。

4款1項1目簡易水道事業補助金は、県からの特定離島ふるさとおこし推進事業補助金で、事業の実績見込みにより減額するものでございます。

次に、87ページの6款1項1目一般会計繰入金は、一般会計からの繰入金による財源調整でございます。

次に、88ページの7款1項1目繰越金は、純繰越金の確定に伴い調整するものであります。

次に、89ページの8款2項1目雑入は、県道整備の見直しにより、送水管布設がえ工事が不要となったため、県からの移転補償金を減額するものであります。

次に、90ページの9款1項1目簡易水道事業債は、特定離島ふるさとおこし推進事業の実績見込みにより調整するものであります。

ここで、83ページに返っていただき、第2表、地方債補正をごらんください。

特定離島ふるさとおこし推進事業の実績見込みにより、限度額の変更をするものでございます。

○委員長（中島由美子） ただいま当局の説明がありましたが、これより質疑に入ります。御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中島由美子） 質疑はないと認めます。

次に、委員外議員から質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中島由美子） 質疑はないと認めます。

これより討論、採決を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中島由美子） 討論はないと認めます。

これより採決を行います。本案を原案のとおり可決すべきものと認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中島由美子） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

△議案第144号 令和元年度薩摩川内市温泉給湯事業特別会計補正予算

○委員長（中島由美子） 次に、議案第144号令和元年度薩摩川内市温泉給湯事業特別会計補正予算を議題といたします。

当局に補足説明を求めます。

○水道工務課長（四元新一） それでは、第5回補正の104ページをお開きください。

まず、歳出から説明いたします。

1款1項1目一般管理費は、入来温泉場地区土地区画整理地内の配湯管布設に伴います工事請負費で、実績見込みにより減額するものでございます。

続いて、歳入について説明いたしますので、前に返っていただき、102ページをお開きください。

3款1項1目一般会計繰入金は、一般会計からの繰入金による財源調整でございます。

次の103ページをごらんください。

5款3項1目雑入は、入来温泉場地区土地区画整理地内の配湯管布設に伴う移転補償金で、実績見込みにより減額するものでございます。

○委員長（中島由美子） ただいま当局の説明がありましたが、これより質疑に入ります。御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中島由美子）質疑はないと認めます。

次に、委員外議員から質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中島由美子）質疑はないと認めます。

これより討論、採決を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中島由美子）討論はないと認めます。

これより採決を行います。本案を原案のとおり可決すべきものと認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中島由美子）御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

△議案第156号 令和元年度薩摩川内市簡易水道事業特別会計補正予算

○委員長（中島由美子）次に、議案第156号令和元年度薩摩川内市簡易水道事業特別会計補正予算を議題といたします。

当局に補足説明を求めます。

○水道工務課長（四元新一）それでは、予算に関する説明書、第6回補正の52ページをお開きください。

まず、歳出から説明いたします。

1款1項1目一般管理費は、国家公務員の給与に関する法律等の一部改正に伴う本市の給与に関する条例等の一部改正に合わせて、4人分の職員手当等を増額するものでございます。

続いて、歳入について説明いたします。

51ページをごらんください。

6款1項1目一般会計繰入金は、歳出補正に伴う一般会計からの繰入金による財源調整でございます。

○委員長（中島由美子）ただいま当局の説明がありましたが、これより質疑に入ります。御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中島由美子）質疑はないと認めます。

す。

次に、委員外議員から質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中島由美子）質疑はないと認めます。

これより討論、採決を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中島由美子）討論はないと認めます。

これより採決を行います。本案を原案のとおり可決すべきものと認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中島由美子）御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

△議案第157号 令和元年度薩摩川内市温泉給湯事業特別会計補正予算

○委員長（中島由美子）次に、議案第157号令和元年度薩摩川内市温泉給湯事業特別会計補正予算を議題といたします。

当局に補足説明を求めます。

○水道工務課長（四元新一）同じく、第6回補正の62ページをお開きください。

まず、歳出から説明いたします。

1款1項1目一般管理費は、国家公務員の給与に関する法律等の一部改正に伴う本市の給与に関する条例等の一部改正に合わせて、一人分の職員手当等を増額するものでございます。

続いて、歳入について説明いたします。

61ページをごらんください。

3款1項1目一般会計繰入金は、歳出補正に伴う一般会計からの繰入金による財源調整でございます。

○委員長（中島由美子）ただいま当局の説明がありましたが、これより質疑に入ります。御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中島由美子）質疑はないと認めます。

次に、委員外議員から質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中島由美子）質疑はないと認めます。

これより討論、採決を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中島由美子）討論はないと認めます。

これより採決を行います。本案を原案のとおり可決すべきものと認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中島由美子）御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

△議案第164号 令和元年度薩摩川内市
水道事業会計補正予算

○委員長（中島由美子）次に、議案第164号令和元年度薩摩川内市水道事業会計補正予算を議題といたします。

当局に補足説明を求めます。

○水道管理課長（草留隆志）別冊となっております水道事業会計予算書、第1回補正の11ページをお開きください。

収益的収入及び支出のうち、支出について説明いたします。

1款水道事業費用1項2目配水及び給水費及び4目の総係費は、人事院勧告に伴い、給料など増額するものです。

資本的収入及び支出のうち、支出について、1款資本的支出1項1目改良費の増額は、人事院勧告に伴い給料など増額するものです。

○委員長（中島由美子）ただいま当局の説明がありましたが、これより質疑に入ります。御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中島由美子）質疑はないと認めます。

次に、委員外議員から質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中島由美子）質疑はないと認めます。

これより討論、採決を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中島由美子）討論はないと認めます。

これより採決を行います。本案を原案のとおり可決すべきものと認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中島由美子）御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

○水道局長（新屋義文）済いません、よろしいですか、先ほど133号の福田委員の質問に対しまして、簡易水道事業5名と申しましたが、先ほどの4名ということでございまして、現在、1名欠員になっているということで、4名の措置でございます。

水道事業におきましても、現在のところ4名での措置ということで考えております。

済いません、訂正させてください。（14ページで訂正済み）

△所管事務調査

○委員長（中島由美子）次に、所管事務調査を行います。

当局から報告事項はありませんので、これより所管事務全般について質疑に入ります。御質疑願います。

○委員（福元光一）局長にお尋ねします。久見崎地区で、今の県道がつけかえになるんですけど、その費用、水道関係の費用、道路に本管が通ったり、引き込みがあったりする。その水道関係も、もちろん九電のほうで支出される、お金を出されると思うんですが、総体でどのくらいなのか、まだ計算されていないのか。もし、つけかえをしたら、全家庭に引き込みやいろいろありますから、その工事がどのくらいかかる、期間がどのくらいかかるのか。もちろん無償でされると思いますから、各家庭においてはですね。どのくらいかかるのか、何戸数ぐらいあってどのくらいかかるのか、わかっておったら教えてください。

○水道局長（新屋義文）現在、九電の敷地内に県道が通っておりまして、それを今つけかえ工事中でありまして、その県道の中に配水池もございまして、寄田から持ってくる水を配水池に、

高台のほうにありますので、そこから久見崎、港方面に、今、水を配水をしておりますけれども、現在のところ、まだ送水管、配水管については、また配水池についても、現在のところはまだそのままということしております。

各家庭に行く給水管については、当然にもうかえる必要はございませんので、その途中の部分については、まだ現在のところそのまま据え置くということで、現在、水道工務課のほうで協議をしておりますので、詳細については課長から答弁をさせます。

○水道工務課長（四元新一） 今、委員おっしゃった道路につきましては、最初計画された段階では、水道施設、配水池含めてですけど、新しく移転すると。といいますのが、今の県道が九電用地に払い下げされるという形で、当然、県道のつけかえという形で、そういう話をいただきました。

しかし、その後、九電のほうもかなりいろんな整備に事業費がかかっているということで、今すぐにはそういった補償で補償金を出せないという形で、御承知のとおり、九電の敷地内にある土砂を久見崎みらいゾーンのほうに搬出するという形で、県道にボックスをつくって、県道を上越しして搬出しております。

そのボックス、整備するときに水道管が支障があったんですけど、それにつきましては、九電から全額補償費をいただいて、布設がえをして、今やっているところでございます。

その後の配水池とか、あと今、それ以外の今の県道に入っている配水管、送水管等については、今のところまだいつまでに移転するという見込みは立っておりません。当面は、道路がもし完成してつけかわっても、今の道路を水道管の配水池であったりとか、水道管の管理ができる形態で残すと。また、水道の維持管理に支障がない形で、今のままで一応残していただきたいと。

また、九電の経営状況とか、今後のいろんな見通しが立った段階で、新しい道路のほうにつけかえをしてほしい、あるいは移設をしてほしいという話で今動いているところでございます。

○委員長（中島由美子） ほかにありませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（中島由美子） 質疑は尽きたと認めます。

次に、委員外議員から質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（中島由美子） 質疑はないと認めます。

△第2次総合計画後期基本計画（素案）

○委員長（中島由美子） 次に、第2次総合計画後期基本計画（素案）について当局に説明を求めます。

○水道管理課長（草留隆志） 資料の22ページをお開きください。

施策3、安全・安心な水の安定供給と生活排水の適正な処理の推進における主な変更箇所、成果指標設定の考え方などを説明いたします。

まず、魅力、現状、課題についてです。

①については変更はございません。

②につきましては、「水道事業においては、人口減少や少子高齢化が進み、収益の増加が見込めない中で、施設の更新や耐震化に係る事業など、多額の費用が見込まれ、これらを計画的に実施するために、持続可能な健全経営が求められています」との文言整理を行いました。

③につきましては、文章の冒頭に、「生活排水処理施設は、河川や海などのめぐまれた水辺環境を生かし、自然と人が共生して暮らしていただける良好な住環境を形成するために重要な役割を果たしています」との文言を追加いたしました。

次のめざす姿では、「安全で安心して飲める」の文言を追加しております。

23ページをお開きください。

成果指標と目標値について説明いたします。

①資産老朽化比率は、下方の欄外に注釈をつけてありますが、水道施設の耐用年数に対して、減価償却資産の取得からどの程度経過しているか、施設の老朽化を示す割合であり、100%に近いほど老朽化が進んでいることになります。

次の①耐震化比率、水道管は、欄外注釈のとおり、導水管、送水管の基幹的な水道管のうち、耐震性のある管路の割合になります。計画的な耐震化事業に取り組んでおります。

次の②経常収支比率は、欄外注釈のとおり、水道事業の維持管理費や支払い利息等の経常費用に対する水道料金などの経常収支の割合で、この数値が100%を超えると黒字経営になります。

次の③汚水処理人口普及率は、22ページ下方の欄外に注釈があります。全市民のうち、公共下水道や合併処理浄化槽などの汚水処理施設を使用することができる人の割合であり、生活排水の適正処理ができる環境が整備されているかをはかることができ、汚水処理施設の設置促進により、普及率が向上しております。

施策の方向性については、①と③については変更ございません。

②持続可能な健全経営について、平成28年度に実施した水道料金改定や上水道事業と本土地域簡易水道事業の統合、水道料金等の窓口関連事務を民間に外部委託したことで、文章表現を「各種コスト削減や事務の効率化を進めるとともに、施設の更新・耐震化を着実に実施するために、今後の経営見通しを予測しながら、中長期的な視点に立った健全経営を行います」と変更いたしました。

施策体系では、③汚水処理人口普及率の向上に、「総合戦略」の文言を追記しました。これは、地方創生交付金の補助金申請において、総合計画の中で、総合戦略の位置づけが必要であることから、追記したものでございます。

市民と行政の役割分担につきましては、朱書き部分の文言を追加いたしました。

○委員長（中島由美子）ただいま当局の説明がありましたが、これより質疑に入ります。御質疑願います。

○委員（成川幸太郎）成果指標と目標値のところで、①、①、②、③とあるんですが、①から4に変わる。このまま1が二つ並ぶんですか。

（「成果指標と目標値」と呼ぶ者あり）数字が4項目になっているのに、3になっているから。

○水道管理課長（草留隆志）これにつきましては、24ページの施策体系というのがございすけれども、ここで安全・安心な水の安定供給と生活排水の適正な処理の推進という、右側のほうに①、②、③ってございます。これに合わせてあるということで、1、2、3、4ではなくて、右のこの施策体系に合わせてあるということでございます。

○委員（福元光一）やはり今の成果指標と目標値のところで、2番の経常収支比率が、平成30年から令和6年には11%ぐらい減になっているんですけど、あと10年ぐらい、令和10年

ぐらいになると、この比率からいったとき、赤字になるんじゃないかと思われるんですけど、どうですか。

○水道管理課長（草留隆志）現在の段階では、10年後の目標値のところの数値は今幾らですというのは、ちょっとはっきり言えないんですけども、平成28年度に料金改定をしたときに、今後10年間は料金改定をしないで済むような形で料金改定をしましたので、現在は100%を超えて黒字経営であるということではいっているんですけども、10年後は、これからまだ維持管理費とか改良費とか細かい数字を、これから経営戦略とかつくっていきますので、その中でその数字がどうなるかというのは見きわめながら、その数字を、もしこれが100を切るようなことになれば、もう赤字経営になっていきますので、その際は料金改定ということにもなってきますけれども、現段階では、まだ10年後の数字がはっきり100を切るかどうかというのは、ちょっとまだ現状では見えていない状況です。

○委員（福元光一）令和20年には人口がぐんと減って、もう統計上でいったら減っていくんですが、やはり設備自体はもうそのままなんですよね。人口が減るということは、もちろん水を使う量も減ってきて、赤字が見込まれるんですが、大体どの時点で水道料金を上げなくてはいけないという計算はできるわけですよ。極端に言うたとき、9万幾らで人数が、これが8万人になった場合に、もう料金を上げなくてはいけないというのはわかるんですが、そこの目安はまだ、まだというか、もう立てていないといけないんですけど、どうですか、局長。

○水道局長（新屋義文）先ほどの133号の議案もございましたけれども、今後は更新事業が高まって歳出が大きくなりますと、そして、人口が減少すると、今後は歳入が減るということで、おっしゃるとおりだんだん赤字に近づくという部分が見えてくると思います。

現在、例えば資産を把握して、更新需要がどうか、どのくらいの例えば費用をかけて更新していくかという部分を、費用を出す手だてとして、アセットマネジメントも昨年度つくったところです。

今後、今、来年度経営戦略を立てることとしております。その中で、やはり更新需要を再度見て、

そして収入、おっしゃるとおり人口が減っていくときの収入の状況も把握しながら、今後、例えば来年度つくれば、今後10年間の経営をどうなるかというものを想定しながら、いけば赤字になるといけませんので、赤字にならないような形の経営をするために、そこにはやはり料金というのものを検討をしていくということになってまいりますので、来年度の取り組みとして今のところ考えておりますので、現在のところ、いつになるかというのはちょっと言えない状況でございます。

○委員（福元光一）やはり赤字になって料金が上がるということは、市民に負担が来るわけですから、その前に本管をもうこの先は住んでいる人がいないというところは、本管をもうとにかく閉めるなりして、本管に係る経費を少なくするとか、そういうことをしないと、人口がいないところでも、現在、この先はもう人口がいないところでも、本管をそのままにしてあるところが何カ所ぐらいあるのか、今わかっておったら教えてください。

○水道工務課長（四元新一）この件につきましては、先般、新原委員のほうからも御指摘をいただいたところでございます。

そのときに、一人ももういないと、要は使う見込みがないという場合は、もう本管を使っていらっしゃる一番先端のところまでとめる手法とか、そういうふうを考えていく。

あともう一つは、昔、たくさん団地があって人がいたんだけど、もうだんだん今は減ってきたという場合は、当然施設の更新をしないといけないところがございます、年数を過ぎてきますと。この施設が更新をする際に、ダウンサイジングといまして、100ミリであった口径のやつを50ミリに落とすとか、そこ辺をちゃんとしっかりとやりながら、維持管理費、経費節減に今努めているところでございます。

○委員（福元光一）そこで一番目の資産老朽化比率は令和6年で55.6になっているんですが、やはりこの比率が逆効果というか、水道料金の使用料は減っていくのに、老朽化はどんどんふえていく。ということは、設備投資にお金をかけないかんということになりますから、ここのところはどういう計画でやっていけるか。局長はどう思われるか。

○水道局長（新屋義文）おっしゃるとおり、

目標として悪くなるほうに数字が設定されているというのは、1番も、それと2番もそうでございますが、やはり経営的なこと、施設更新についてはふえていくよねという、そういう数値であります。何もしなければ、まだ高い数字になっていくだろうという、もしくは厳しい経営になるだろうという部分の中で、ここまでは抑えようという目標で、今のところはこれで目標を立てているところでございます。今後、経営戦略を策定する中であって、もう1回数値等を見直しながら、また目標値も検討していきたいと思っております。

○委員（福元光一）やはり経営者として経費をいかに抑えるかが問題でありますから、この設備投資だけではなくて、人件費も抑えていかなくてはいいけない。最終的には、本当は職員を減らすべきところを、こうして老朽化になってくると、ふやさないかん状態になってくるわけです。逆効果、逆効果になっていく。そこでありますから、やはり今後、研究・勉強をされて、いかにしてコストを下げるかを勉強していただきたいと思います。よろしくお願いします。

○委員長（中島由美子）ほかにありませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（中島由美子）質疑は尽きたと認めます。

次に、委員外議員から質疑はありませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（中島由美子）質疑はないと認めます。

以上で、水道管理課及び水道工務課の審査を終わります。

△下水道課の審査

○委員長（中島由美子）次は、下水道課の審査に入ります。

△議案第134号 薩摩川内市下水道事業の設置等に関する条例の制定について

○委員長（中島由美子）議案第134号、薩摩川内市下水道事業の設置等に関する条例の制定について、を議題といたします。

当局に補足説明を求めます。

○下水道課長（今村淳一）議案つづりは134-1になりますが、説明は水道局の議会資

料で行いますので、2ページをお開きください。

1の概要ですが、公共下水道事業、農業集落排水事業及び漁業集落排水事業に、地方公営企業法第2条第2項に規定する財務規定等を適用し、当該事業を公営企業会計に移行することに伴い、その設置等に関し、必要な事項を定めるものであります。

2の法適化の形態につきましては、まず(1)として、公共下水道事業、農業集落排水事業及び漁業集落排水事業の三つの特別会計を廃止し、一つの公営企業会計、下水道事業会計を設置するものであります。ページ中央に、法適化前と法適化後のイメージ図を記載しておりますが、法適化前の公共下水道事業特別会計では一つにされておりましたが、公共下水道事業と特定環境保全公共下水道事業を決算統計の区分に応じて分けて、新たに設置する下水道事業会計の中に四つの会計をまとめるものであります。

次に、(2)の法適用の範囲でございますが、財務規定等のみの一部適用とするものです。次に、(3)の法適用の開始時期ですが、令和2年4月1日からとするものであります。

続きまして、3の条例の内容ですが、先ほどの議案第133号、薩摩川内市簡易水道事業の設置等に関する条例の制定で、水道管理課長が説明した内容と同様で、地方公営企業法の規定に基づき、ア、経営の基本、イ、予算で定めなければならない重要な資本の取得及び処分などを条例で定めるものであります。

次に、(2)の関係条例の一部改正につきましては、ア、薩摩川内市特別会計条例は、第2条第1項に地方自治法の規定で定める公共下水道事業会計と農業集落排水事業会計及び漁業集落排水事業会計の文言を削除し、同条第5項に地方公営企業法の規定により設置する下水道事業会計の文言を加えるなどの改正であります。

次の3ページですが、イ、薩摩川内市農業集落排水事業分担金徴収条例からケ、薩摩川内市排水設備改造資金貸付条例の関係条例につきましては、新たな条例設置に伴い、処理区名の名称及び位置などを示した別表を削除するなどの改正を行うものです。また、水道局の生活福祉委員会資料の1ページに、議案第133号と134号に関連して、地方公営企業法適用について公営企業会計化

の必要性や効果等をまとめてありますが、先ほどの議案第133号で水道管理課長から説明があったとおりでございます。

○委員長(中島由美子) ただいま当局の説明がありましたが、これより質疑に入ります。御質疑願います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長(中島由美子) 質疑はないと認めます。

次に、委員外議員から質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長(中島由美子) 質疑はないと認めます。

これより、討論・採決を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長(中島由美子) 討論はないと認めます。

これより採決を行います。本案を原案のとおり可決すべきものと認めることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長(中島由美子) 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

△議案第142号 令和元年度薩摩川内市一般会計補正予算

○委員長(中島由美子) 次に、審査を一時中止しておりました議案第142号、令和元年度薩摩川内市一般会計補正予算を議題といたします。当局に補足説明を求めます。

○下水道課長(今村淳一) それでは、予算に関する説明書第5回補正の52ページをお開きください。歳出について、御説明いたします。

6款3項4目農業集落排水費の説明欄、事項農業集落排水費において、農業集落排水事業特別会計繰出金を減額するものです。次に、54ページをお開きください。6款5項5目漁業集落排水費の説明欄、事項漁業集落排水費において、漁業集落排水事業特別会計繰出金を減額するものです。次に、61ページをお開きください。8款5項4目下水道費の説明欄、事項下水道管理費におい

て、職員手当等の届け出により減額と、同じく事項公共下水道費においては、公共下水道事業特別会計繰出金を減額するものです。なお、一般会計からの繰出金に係る事業の内容につきましては、この後の議案第145号から147号までの特別会計補正予算で説明いたします。

○委員長（中島由美子）ただいま当局の説明がありましたが、これより質疑に入ります。御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中島由美子）質疑はないと認めます。

次に、委員外議員から質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中島由美子）質疑はないと認めます。

ここで、本案の審査を一時中止します。

△議案第145号 令和元年度薩摩川内市
公共下水道事業特別会計補正予算

○委員長（中島由美子）次に、議案第145号令和元年度薩摩川内市公共下水道事業特別会計補正予算を議題といたします。当局に補足説明を求めます。

○下水道課長（今村淳一）それでは、同じく113ページをお開きください。まず歳出についてでございますが、2款1項1目施設整備費の説明欄、事項公共下水道整備費において、本年4月の人事異動に伴う一般職員1名分の職員給与費等を減額し、土地購入費は長浜地区下水処理施設等の用地費確定に伴い減額するものです。

次に、114ページをごらんください。3款1項1目元金の減額及び2目利子の減額は、長期償還に伴う元金及び利子の決算見込みによるものであります。次に、前に返っていただき、112ページをお開きください。歳入について御説明いたします。4款1項1目一般会計繰入金は、歳出補正に合わせ、一般会計からの繰入金を減額するものであります。

次に、前に返っていただき、109ページをお開きください。第2表継続費補正について、説明いたします。宮里浄化センター水処理施設増設事業に係る継続費の補正であります。先ほどの条例制定の議案でも触れておりますが、下水道事業

の公営企業会計化に伴い、公共下水道事業が打ち切り決算する必要があることから、令和元年度と2年度にまたいで行う予定でありました機械・電気設備工事を、公営企業会計移行時期を避けて、1年間先送りを行い、令和2年度から3年度に行うように工程の見直しを行ったため、完成予定を令和3年度に延長するものであります。なお現在、工事中の土木工事は、進捗率が計画70%に対して実施工程70%と、計画どおり進捗していることを御報告させていただきます。

○委員長（中島由美子）ただいま当局の説明がありましたが、これより質疑に入ります。御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中島由美子）質疑はないと認めます。

次に、委員外議員から質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中島由美子）質疑はないと認めます。

これより、討論、採決を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中島由美子）討論はないと認めます。

これより採決を行います。本案を原案のとおり可決すべきものと認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中島由美子）御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

△議案第146号 令和元年度薩摩川内市
農業集落排水事業特別会計補正予算

○委員長（中島由美子）次に、議案第146号令和元年度薩摩川内市農業集落排水事業特別会計補正予算を議題といたします。当局に補足説明を求めます。

○下水道課長（今村淳一）それでは、同じく126ページをお開きください。まず歳出についてですが、3款1項1目元金の減額は、長期償還に伴う元金の決算見込みによるものであります。

次に前のページ、125ページをごらんください。
歳入についてですが、4款1項1目一般会計繰入金の減額は、歳出補正に合わせ、一般会計からの繰入金を減額するものであります。

○委員長（中島由美子）ただいま当局の説明がありましたが、これより質疑に入ります。御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中島由美子）質疑はないと認めます。

次に、委員外議員から質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中島由美子）質疑はないと認めます。

これより、討論・採決を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中島由美子）討論はないと認めます。

これより採決を行います。本案を原案のとおり可決すべきものと認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中島由美子）御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

△議案第147号 令和元年度薩摩川内市
漁業集落排水事業特別会計補正予算

○委員長（中島由美子）次に、議案第147号令和元年度薩摩川内市漁業集落排水事業特別会計補正予算を議題といたします。当局に補足説明を求めます。

○下水道課長（今村淳一）それでは、同じく135ページをお開きください。まず、歳出についてでございますが、3款1項1目元金の減額は、長期債償還に伴う元金の決算見込みによるものであります。

次に、前のページ134ページをごらんください。歳入につきましては、4款1項1目一般会計繰入金の減額は、歳出補正に合わせ、一般会計からの繰入金を減額するものであります。

○委員長（中島由美子）ただいま当局の説明

がありましたが、これより質疑に入ります。御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中島由美子）質疑はないと認めます。

次に、委員外議員から質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中島由美子）質疑はないと認めます。

これより、討論、採決を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中島由美子）討論はないと認めます。

これより採決を行います。本案を原案のとおり可決すべきものと認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中島由美子）御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

△議案第158号 令和元年度薩摩川内市
公共下水道事業特別会計補正予算

○委員長（中島由美子）次に、議案第158号令和元年度薩摩川内市公共下水道事業特別会計補正予算を議題といたします。

当局に補足説明を求めます。

○下水道課長（今村淳一）それでは、予算に関する説明書第6回補正の72ページをお開きください。まず、歳出についてでございますが、2款1項1目施設整備費の説明欄、事項公共下水道整備費において、国家公務員に係る一般職員の給与に関する法律等の一部改正に伴う一般職員1名分の職員給与費等を増額するものであります。

次に、前のページ71ページをごらんください。歳入につきましては、4款1項1目一般会計繰入金の増額は、歳出補正に合わせ一般会計からの繰入金を増額するものであります。

○委員長（中島由美子）ただいま当局の説明がありましたが、これより質疑に入ります。御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中島由美子）質疑はないと認めます。

次に、委員外議員から質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中島由美子）質疑はないと認めます。

これより、討論、採決を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中島由美子）討論はないと認めます。

これより採決を行います。本案を原案のとおり可決すべきものと認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中島由美子）御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

△所管事務調査

○委員長（中島由美子）次に、所管事務調査を行います。

当局から報告事項はありませんので、これより所管事務全般について質疑に入ります。御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中島由美子）質疑はないと認めます。

次に、委員外議員から質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中島由美子）質疑はないと認めます。

△第2次総合計画後期基本計画（素案）

○委員長（中島由美子）次に、第2次総合計画後期基本計画（素案）について、当局に説明を求めます。

○下水道課長（今村淳一）素案の43ページをお開きください。政策4、社会基盤、安全性と利便性の質を高めるまちづくりの施策1、災害に強い防災基盤の整備保全に関しまして、下水道課分は次のページ、44ページをお開きください。施策の方向性①、防災施設等の整備保全の二つ目

のひし形の項目になりますが、変更点といたしましては、文言の表現をさらにわかりやすくするために、以前は「内水排除施設の整備を促進し」という表現を「整備を推進し」に修正したものと、後半の「排水施設の適切な維持管理」でとめておいたものに「保全」という表現を加えたものであります。

○委員長（中島由美子）ただいま当局の説明がありましたが、これより質疑に入ります。御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中島由美子）質疑はないと認めます。

次に、委員外議員から質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中島由美子）質疑はないと認めます。

以上で、下水道課の審査を終わります。

ここで、休憩します。再開は、おおむね13時といたします。

~~~~~

午前11時50分休憩

~~~~~

午後 1時 開議

~~~~~

○委員長（中島由美子）休憩前に引き続き、会議を開きます。

---

#### △環境課・川内クリーンセンターの審査

○委員長（中島由美子）環境課及び川内クリーンセンターの審査に入ります。

---

#### △議案第142号 令和元年度薩摩川内市一般会計補正予算

○委員長（中島由美子）審査を一時中止しておりました議案第142号令和元年度薩摩川内市一般会計補正予算を議題といたします。

当局に補足説明を求めます。

○環境課長（上口敬子）では、予算に関する説明書の47ページをお開きください。

4款1項8目環境衛生費、環境保全対策費は、野良猫対策事業の実施見合わせによる対策協議会に係る経費と地域猫不妊去勢手術費用助成金を減額するものでございます。



また、委託料は、藺牟田池生態系調査業務の入札執行残の減額でございます。

9目公害対策費は、委託料、入札執行残分の減額でございます。

次に、10目葬斎費、葬斎場管理費は、老朽化による設備のふぐあいに対応するため修繕料の増額を行うものでございます。

次に、48ページをお開きください。

2項6目し尿処理費、下甌環境センター管理費は、ふぐあいが発生いたしましたシャッターの修繕を行うため増額を行うものでございます。

**○委員長（中島由美子）**ただいま当局の説明がありましたが、これより質疑に入ります。御質疑願います。

**○委員（福元光一）**この猫の不妊去勢費用は100万円減になっていますけど、最初はどれだけ予算を組んであったんですか。

**○環境課長（上口敬子）**予算は100万円を組んでございまして、全額減額するものでございます。

**○委員（福元光一）**部長にお聞きしますけど、これを予算を組むときに、野良猫を誰がつかまえて一度一度不妊治療をしたり去勢するのかという質問も出たと思いますが、そのときはやはり、そういうふうにされるという予測でこれだけ予算を組まれたんですけど、この効果はなかったわけですが、反省する点はどんな点、その予算づけをされた反省点というのはどう思われますか。

**○市民福祉部長（上大迫 修）**経緯も含めて答弁させていただきたいと思います。

野良猫のこの去勢の関係については、現在、市内の公園等で活動をされている方々も含めて、野良猫対策の地域協議会ということで議論をしてまいりました。その中では地域猫、公園猫といった形で去勢・不妊の費用をお出しすることで、その去勢後の猫を戻すなり、引き取り手を探すなりという形でうまく回していくと、その公園とか地域にそういう野良猫が少なくなるということで考えたわけですが、それについては基本的にその考えました制度をスタートするに当たって、また運用するに当たって、関係団体との最終的なその関係構築のほううまくできなかったというのが、その落とすことになった理由でございます。

今後についてどういうことなのかということで

ありますけれども、猫の飼養ガイドライン等もつくりまして、市として働きもしておりますので、今後どういった形で同じように地域猫等がスタートできるのかは、またその関係者のほうと議論を交わして、そういう制度を安定的に、かつ相互の信頼関係に基づいて維持できるような環境と仕組みのほうを再度チャレンジし直すといえますか、設計し直す作業に入っていくこととなるというふうに考えてございます。

**○委員（福元光一）**ということは、来年度の予算にはこの予算を計上する予定ですか、しない方向ですか。

**○市民福祉部長（上大迫 修）**予算につきましては、今関係者でありますとかとの関係構築、もしくは制度として十分な整備ができるとすれば予算計上をお願いしようと思いますが、対象としていました公園での地域猫活動といったものができるのかにかかわっておりますので、その部分等が見えなければ予算計上ができないというふうな解釈でしております。

なので、現在その制度的なチェック、関係者との関係構築、または持続的に制度が運用できるような環境がつくることができるとのことについて今注視をしておりますので、予算が出せるかどうかということについては、これからの作業次第というふうに考えているところです。

**○委員（福元光一）**この不妊去勢の方法も一つの方法だと思うんですが、これ以外に野良猫対策、野良猫を減少させる方法というのをやはりいろんな委員の方々と勉強して、そちらのほうを見出して予算をつけられたらまたいいんじゃないかと思っておりますので、またそういうところも勉強してやっていただければと思っております。よろしく願いいたします。

**○委員長（中島由美子）**ほかにありませんか。  
[「なし」と呼ぶ者あり]

**○委員長（中島由美子）**質疑は尽きたと認めます。

次に、委員外議員から質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

**○委員長（中島由美子）**質疑はないと認めます。

ここで、本案の審査を一時中止します。

△所管事務調査

○委員長（中島由美子）次に、所管事務調査を行います。

当局に説明を求めます。

○環境課長（上口敬子）では、委員会資料の1ページをお開きください。

騒音・振動規制区域の見直しでございます。

騒音規制法、振動規制法では、時間の区分及び区域の区分ごとに基準を設定いたしまして規制を行っております。この区域の区分に関しましては、都市計画法に基づく用途地域の指定に準じて随時見直しを行っているところです。

今回は用途地域の定めがない地域について指定の見直しを行いましたので報告いたします。

1ページ下段にありますように、昭和49年から昭和59年にかけて、指定された地域的特性を考慮した地域は全て見直しを実施いたしました。用途地域の定めのない地域は、原則、騒音は第2種区域、振動は第1種区域とし、令和2年4月1日からは次ページに示しておりますように、1から3の区域を地域的特性を考慮した地域として設定します。

2ページをお開きください。

①勝目町、矢倉町及び山之口町の各一部は、土地利用の評価を近隣商業・準工業地域相当とし、騒音規制は第3種区域に、振動規制は第2種区域とします。この地域には経過措置を設けました。令和2年4月1日において、常態的に夜間に操業が行われる特定工場等にあつては、夜間の規制基準を現行と同じ50デシベル以下といたします。

②久見崎町の一部、川内原子力発電所は、工業地域相当とし、騒音規制は第4種区域、振動規制は第2種区域とします。

③上甕町、中甕の一部、甕島第1発電所は、準工業地域相当とし、騒音規制は第3種区域、振動規制は規制地域外でございます。都市計画外のため設定はございません。

以上が委員会の資料の説明となりますが、もう1点説明をいたします。

資料はございませんが、市の指定ごみ袋の記名欄の取り扱いについて報告をいたします。

3月の委員会のほうでも御意見がございました指定ごみ袋の記名欄の記入のことでございますが、アンケートを実施いたしました。氏名欄への記名

の状況や自治会内での取り決めの有無、氏名欄の必要性などについて自治会長にアンケート調査を行いました。その結果を分析、検討した結果、現状のまま氏名欄を設け、その取り扱いについても現状のとおり各自治会の判断を尊重することとしたので報告いたします。

対応状況といたしましては、9月3日に開催した衛自連役員会での意見交換を経た後、各560ある自治会のうち120自治会に対してアンケートを行い、79%の回収を行ったところです。

結果といたしまして、記名なしは67%ございました。氏名欄をなくすことについては54%が慎重な姿勢でございました。自由欄に書かれていた主な意見といたしましては、氏名欄は適切な分別促進に効力があるというふうに考えている御意見が多くございました。

今後は、今回の調査結果を衛自連役員会及び総会等でお知らせするとともに、全ての自治会長様にもお知らせする予定でございます。

○委員長（中島由美子）ただいま当局の説明がありましたが、これを含めて所管事務全般について質疑に入ります。御質疑願います。

○委員（成川幸太郎）今のごみ袋の氏名欄について、ちょっと理解できない部分、どういった理由なのかわかりません。記名なしが67%あるわけです。その67%が記名をさせないでにおいて、54%が慎重になったっていうのはどういう考え。ただ単に欄があることで不法投棄につながっていないというふうに判断をされているのか、質問のときにも自治会名だけでもいいんじゃないかと、それだったらちゃんと記入できるんじゃないかということも申し上げたんですけども、記名なしで全部処理していて慎重になるっていうのがよくわからないんですけども、そんなところに意見は何かなかったんですか。

○環境課長（上口敬子）今後の氏名欄の取り扱いについてのアンケート項目の中で、必要なしが42%ございました。あってもいいが40%、どちらとも言えないが14%ございました。あつたほうがいいというところでは、氏名欄がないとごみの分別が悪くなるのではないかと、先ほど委員のほうからありましたように、これは意見交換の中でも出たんですけども、欄自体はあつていい

のじゃないか、運用についてはその市が言っているようにプライバシーの観点から強制できないということは理解するけれども、各自治会で例えば名前を書かなくても番号にするとか自治会名を書くとか、そういうことをすることで自治会のそれぞれのごみステーションの管理に役立てているというような御意見がございました。

そういった内容が、先ほど言った記名なしが67%であるにもかかわらず、慎重な姿勢が54%だったのだと理解しております。

○委員（成川幸太郎）記名なしが67%ということは、33%はやっぱり記名をされているということなんですか。

○環境課長（上口敬子）おっしゃるとおりです。記名をされていらっしゃる、それぞれが名前ではなくて、自治会ごとの取り決めでしているというところもここに含まれてまいります。

○委員長（中島由美子）ほかにありませんか。  
[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（中島由美子）質疑は尽きたと認めます。

次に、委員外議員から質疑はありませんか。  
[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（中島由美子）質疑はないと認めます。

---

#### △第2次総合計画後期基本計画（素案）

○委員長（中島由美子）次に、第2次総合計画後期基本計画（素案）について、当局に説明を求めます。

○環境課長（上口敬子）それでは、素案の18ページをお開きください。

施策2、持続可能で快適な地域を守る環境対策の充実についての主な変更点を説明いたします。

まずは20ページをお開きいただきたいと思います。

下段の施策の体系をごらんください。SDGsの観点から、必要な箇所に持続可能の文言を入れております。また施策の方向性に、持続可能な地球環境の対策の推進を追加いたしました。これは前期計画では、同施策内にあった次世代エネルギー関連の中に含んでおりましたが、後期計画では、次世代エネルギー関連は施策3の2のほうへ移行したため、施策の方向性を追加したものでござ

います。

それでは18ページへお戻りください。

魅力・現状・課題では、①ごみ処理対策の推進について、リサイクル率の減少傾向、食品ロス問題を追記いたしました。

②持続可能な自然環境の保全について、魅力部分として、多様性に富んだ自然環境のすばらしさや環境美化推進員の美化活動などを追記いたしました。

③環境学習と環境保全活動の推進については、地球規模で問題化しているプラスチックごみの流出による海洋汚染など、環境問題に関する正しい理解の促進を追記いたしました。

19ページをお開きください。

④は持続可能な地球環境対策の推進に係るものです。全部新規で、内容は記載のとおりでございます。

めざす姿は、「持続可能な社会づくりに向けた」を追記しております。

成果指標と目標値は、①リサイクル率と一人1日当たりごみの排出量は、持続可能な循環型社会を構築するための指標として設定しております。数値は一般廃棄物処理基本計画の目標値へ変更いたしました。

②苦情処理件数は、持続可能な自然環境保全と関連しているため設定しております。

③快適環境づくり事業実施団体数は、地域環境の好循環の形成には地域一体となった環境保全活動の推進が重要であるため設定しております。目標値が30件減少しておりますが、ゴールド集落支援などを活用する地域もあるため、実態に即した数値へ見直しております。

④市有施設の温室効果ガス排出量は、市全域の温室効果ガス排出量の把握は困難であるため、市有施設からの排出量を類似指標としております。

20ページをお開きください。

施策の方向性は、今回追加した④持続可能な地球環境対策の推進のみが変更箇所でございます。意識改革につながる周知や市の事務事業に伴う温室効果ガス排出量の削減を挙げています。

次に、21ページをお開きください。

市民と行政の役割分担は、市民の役割として、3010運動の実践と地球温暖化問題について家庭での話し合いやライフスタイルのチェックなど、

事業者や行政は、温室効果ガス排出量の削減に努めることとしています。

○委員長（中島由美子）ただいま当局の説明がありましたが、これより質疑に入ります。御質疑願います。

○委員（成川幸太郎）成果指標と目標値のところで、リサイクル率が前の計画で１４％が２４％であったんだけど、これが現状が１０．３で、１５．１に下がっている。その下のごみの排出量については、目標にはいっていないけど減少したんだけど、リサイクル率が下がっている原因というのは何が考えられるのでしょうか。

○環境課長（上口敬子）リサイクル率が下がっている原因ということなんですけれども、現在、空き地等を利用した回収ボックス等などを利用されている分についての回収量っていうものが現在把握できておりませんので、その分が減少していると思います。

この率の実際にはリサイクルされている量というのは普通に減っているとは思わないんですけれども、数値の把握の仕方というものが少し研究していないといけないのかなというふうに思っています。あわせて今後、リサイクルのほうを進められるような周知徹底はしていきたいというふうには考えております。

○委員（成川幸太郎）確かに紙、段ボールといったものが自治会のリサイクルのときに非常に減ってきているのは事実だと思う。だったら業者の方々もキロ数は正確に把握して回収されていると思いますので、業者の方々にあいったスタンドのところでどれぐらい量があって、そちらでなされているかも把握して、それを合わせたリサイクル率を公表できるような形にされないと、これじゃ余りにも後退している感じになるので、ぜひそういった研究もしていただければと思います。

○委員長（中島由美子）ほかにありませんか。  
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中島由美子）質疑は尽きたと認めます。

次に、委員外議員からの質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中島由美子）質疑はないと認めます。

以上で、環境課及び川内クリーンセンターの審

査を終わります。

△市民課の審査

○委員長（中島由美子）それでは、市民課の審査に入ります。

△議案第１４２号 令和元年度薩摩川内市  
一般会計補正予算

○委員長（中島由美子）審査を一時中止しておりました議案第１４２号令和元年度薩摩川内市一般会計補正予算を議題といたします。

当局に補足説明を求めます。

○市民課長（西田光寛）それでは、予算に関する説明書の３４ページをお開きください。

２款１項１目一般管理費のうち、市民課分は、市民政策調整費で１０月からの賃金単価改正に伴う補正でございます。

次に、３８ページをお開きください。

同款３項１目戸籍住民基本台帳費のうち、戸籍住民基本台帳費では、人事異動に伴う給与費の補正のほか、下甌移動連絡車の修繕料と戸籍証明書発行システム関連機器の入れかえ時期の見直しを行ったため補正をお願いするものでございます。

次の住民基本台帳ネットワークシステム事業費では、住基ネットワーク機器の入れかえ時期の見直しを行ったため補正をお願いするものでございます。

次の個人番号事業費では、個人番号カードの普及並びに促進を図るため、国の補助事業を活用して個人番号カードの交付者にマイキーＩＤの設定支援を行うための臨時職員の増額をお願いするものでございます。

続きまして、歳入でございます。２２ページをお開きください。

１５款２項１目総務費補助金のうち１７節個人番号カード交付事業費補助金につきましては、歳出で説明いたしました個人番号カードのＩＤ設定支援事業に係る国の補助分で１０割補助でございます。

○委員長（中島由美子）ただいま当局の説明がありましたが、これより質疑に入ります。御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中島由美子）質疑はないと認めま

す。

次に、委員外議員から質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中島由美子）質疑はないと認めます。

ここで、本案の審査を一時中止します。

#### △所管事務調査

○委員長（中島由美子）次に、所管事務調査を行います。

当局から報告事項はありませんので、これより所管事務全般について質疑に入ります。御質疑願います。

○委員（新原春二）今個人番号カードの関係で、補助金で一人の人件費を措置をされましたけれども、このＩＤカードの設定なんかをされていくんですけども、具体的にはどういうふうにやっていくんですか。

○市民課長（西田光寛）今国のほうでいろいろマイキーＩＤ設定をして、これから利用を広めていこうということでいろいろ計画がされているようですけども、今回の分はできましたら新規発行をする方につきましては、もう窓口で取りにこられた際に、もう一度来てもらうわけではなく、その際にあわせてマイキーＩＤを設定していただくというふうな形で考えているところです。

また、従来お持ちの方でも、今から利用がいろいろ広がっていきますので、必要だと思われる方は、うちの窓口に来ていただければ案内してマイキーＩＤを設定していこうというふうに考えております。

○委員（新原春二）ＩＤカードの設定をする場合に、これから先また健康保険証も加味していく、あるいは銀行カードも含めて加味していくというような大きな枠があるんですけども、そこら辺の中身は、ＩＤカードは当然役所がするんですけども、例えば銀行カードとかいろんなカードを加味する場合に今後どうなっていくんですか。

やっぱりそれも市役所でするんですかといふうちに、いろいろ質問があるんですけども、そこら辺のあれはまだ始まっていないのでわかりませんが、大方どういうふうになっていきそうですか。市役所としてもＩＤカードを設定すれば、もうあとは民間の管轄でオーケーですというふう

になるんですか、どうなるんですか。

○市民福祉部長（上大迫 修）答弁のほうが一ちょっと難しいんですけど、ＩＤ設定が使えるようになるゲートを開くための手続なんですけれど、その先にあるそのマイナンバーを使えるサービス、保険証をそれに載せて使う、銀行等で連結する、もしくは保険データを載せるといった部分については、国全体の中で一律に動く部分と、またその独自の自治体が考えないといけない部分とがちょっとありまして、薩摩川内市におきましては、まだ現在、独自にどんなことをするといった部分のほう構築できておりませんので、当面は国のほうその軸となる部分をどのように進めるのかを注視しながら、設定された方々については、そういったものが進んだ段階で必要なサービスのほうを使っていただくという形の説明に終始することになるというふうに考えております。

ただ、委員の御質問の中に、そのＩＤ設定される住民の方々がほんと設定するためにはどんなサービスをどんな形で受けられるのかというような説明が要りますので、そこについては引き続きちょっと注視しながら、市としての検討を進めていきたいというふうに思っております。

これについては市民課という形ではなくて、行政改革推進課のほうを主体として市のサービス全体の中でどう捉えていくのかという形でやっておりますので、そちらのほうとも連携していきたいというふうに考えてございます。

○委員（新原春二）制度の変換期でありますので、国の制度もありますし、地方の制度も変わっているもので、ぜひその国の制度がきちんとなった段階、あるいはそういう過程の中で、市民への情報提供をよろしく願います。

○市民課長（西田光寛）今国のほうで考えていらっしゃる部分では、その利用策では、来年の９月ごろからということでまだ確定ではないんですけど、消費活性化策ということで、その場合にはそのＩＤ設定をしないといけないということになってきますので、そういう部分が広報がされていくとうちのほうにも来られる方もふえるとおもいますし、また、市のほうでもそういう部分で広報はしていきたいと思っています。

○委員長（中島由美子）ほかにありませんか。  
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中島由美子）質疑は尽きたと認めます。

次に、委員外議員の質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中島由美子）質疑はないと認めます。

---

△第2次総合計画後期基本計画（素案）

○委員長（中島由美子）次に、第2次総合計画後期基本計画（素案）について、当局に説明を求めます。

○市民課長（西田光寛）それでは資料15ページからの政策Ⅱ、施策1、市民の安全確保と防災体制の推進では、17ページの⑤交通安全・防犯体制の推進の一つ目の四角に市民課と記載がございます。市民課が交通災害共済事業を行っているため担当課としてございますが、特段事業計画等の記載はございません。

次に、78ページからの政策Ⅵの施策2、お互いを認め合う人権の尊重と男女共同参画の推進では、魅力・現状・課題の①におきまして、LGBTの方への対応につきまして追記しまして、下段のほうにLGBTについて注釈を記入してございます。

次ページの成果指標と目標値では、特設人権相談所の開設回数と人権教室の開設回数を追記いたしました。施策の方向性、人権教育・啓発の推進では、文言の修正を行ったところです。

○委員長（中島由美子）ただいま当局の説明がありましたが、これより質疑に入ります。御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中島由美子）質疑はないと認めます。

次に、委員外議員からの質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中島由美子）質疑はないと認めます。

以上で、市民課の審査を終わります。

---

△市民健康課の審査

○委員長（中島由美子）次は、市民健康課の審査に入ります。

△議案第142号 令和元年度薩摩川内市  
一般会計補正予算

○委員長（中島由美子）審査を一時中止しておりました議案第142号令和元年度薩摩川内市一般会計補正予算を議題といたします。

当局に補足説明を求めます。

○市民健康課長（檜垣淳子）予算に関する説明書の46ページをお開きください。

4款1項1目保健衛生総務費、事項、保健衛生一般管理費の244万2,000円の減額は、人事異動に伴う給与費の減額補正であります。

同じく事項、予防接種事故救済措置費5万1,000円の増額は、予防接種健康被害救済制度の給付額の変更のための増額補正であります。

次の地域医療対策費59万1,000円の増額は、後ほど御説明いたしますが、国民健康保険直営診療施設勘定特別会計の増額に伴う一般会計からの繰出金の増額補正であります。

4款1項2目保健センター管理費、事項、すこやかふれあいプラザ管理費1,370万8,000円の増額は、大会議室空調設備故障により修理ができなかったため、新規に取りかえ工事を行うために要求するものであります。

事項、保健センター管理費1,235万8,000円の増額は、生活福祉委員会資料の4ページをお開きください。

下甕健康管理センター利活用検討事業を行うための増額になります。甕島地域住民の利便性の向上を図るため、甕島地域一体化方針に基づき、令和3年4月を目標に、甕島地域の各診療所の集約を行う予定としております。

下甕歯科診療所の集約予定先は、下甕健康管理センターとしていところから、改修に伴う基本設計を行い、利活用について検討を行うものであります。また、公有財産利活用基本方針により、移設対象となっている下甕支所、下甕島教育課、図書館下甕分館の移設についてもあわせて検討を行うこととしております。参考は甕島地域一体化方針の抜粋になります。

次の5ページが場所と平面図になります。御参照ください。

予算に関する説明書46ページにお戻りください。

4款1項3目保健指導費40万9,000円の

増額は、がん検診のシステム項目の追加と母子保健情報連携システム改修に伴うものであります。

続きまして、歳入について説明いたしますので、22ページをお開きください。

15款2項3目衛生費補助金35万円の減額は、妊娠出産包括支援事業費補助金を母子保健情報連携システム改修事業補助金と名称を変更し、国庫補助額の上限の確定に伴い、上限額の3分の2の補助額としたものであります。

次に、25ページをお開きください。

16款2項3目、事項、予防接種救済補助金3万8,000円の増額は、給付額の変更に伴う県補助金になります。

続きまして、繰越明許費について御説明いたしますので、7ページをお開きください。

第2表の4、衛生費、2件になります。先ほど御説明いたしましたすこやかふれあいプラザ大会議室空調設備改修事業は、7月に故障が発覚し、その後、修理等の検討を行いましたが、修理ができないということで今回新規の取りかえ工事の補正をお願いしているところですが、設計業務は年度内に事業着手いたしますが、業務の性質上、完了までの期間を要します。また、現在県内の小中学校が一斉に空調工事が行われており、空調機の年度内納期が厳しい状況が予想されるため、繰り越すものであります。

次の下甌健康管理センター利活用検討事業は、先ほど御説明いたしましたけれども、こちらのほうも設計業務につきましては年度内に事業の着手をする予定ですが、業務の性質上、完了までに期間を要し、本年度に業務が終わらない場合も引き続き事業を実施する必要があることから繰り越すものであります。

○委員長（中島由美子）ただいま当局の説明がありましたが、これより質疑に入ります。御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中島由美子）質疑はないと認めます。

次に、委員外議員から質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中島由美子）質疑はないと認めます。

ここで、本案の審査を一時中止します。

△議案第151号 令和元年度薩摩川内市国民健康保険直営診療施設勘定特別会計補正予算

○委員長（中島由美子）次に、議案第151号令和元年度薩摩川内市国民健康保険直営診療施設勘定特別会計補正予算を議題といたします。

当局に補足説明を求めます。

○市民健康課長（檜垣淳子）179ページをお開きください。

1款1項1目一般管理費、事項、一般管理費20万5,000円の減額は、異動に伴う減額になります。

1款1項2目研究研修費、事項、医師研究研修事業費79万6,000円の増額は、下甌診療所の診療体制確保対策のために要する経費になります。

続きまして、歳入について説明いたしますので、174ページをお開きください。

7款1項1目一般会計繰入金59万1,000円の増額は、先ほど御説明いたしました特別会計歳出に係る一般会計から繰入金を増額補正するものであります。

○委員長（中島由美子）ただいま当局の説明がありましたが、これより質疑に入ります。御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中島由美子）質疑はないと認めます。

次に、委員外議員から質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中島由美子）質疑はないと認めます。

これより討論、採決を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中島由美子）討論はないと認めます。

これより採決を行います。本案を原案のとおり可決すべきものと認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中島由美子）御異議なしと認めます。

す。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

△議案第162号 令和元年度薩摩川内市  
国民健康保険直営診療施設勘定特別会計補  
正予算

○委員長（中島由美子）次に、議案第  
162号令和元年度薩摩川内市国民健康保険直営  
診療施設勘定特別会計補正予算を議題といたしま  
す。

当局に補足説明を求めます。

○市民健康課長（檜垣淳子）予算に関する説  
明書の112ページをお開きください。

1款1項1目一般管理費、事項、一般管理費  
95万2,000円の増額は、人事院勧告に伴う  
増額になります。

続きまして、歳入について説明いたしますので、  
111ページをお開きください。

7款1項1目一般会計繰入金95万  
2,000円の増額は、先ほど御説明いたしまし  
た特別会計歳出に係る一般会計からの繰入金を増  
額補正するものであります。

○委員長（中島由美子）ただいま当局の説明  
がありましたが、これより質疑に入ります。御質  
疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中島由美子）質疑はないと認めま  
す。

次に、委員外議員から質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中島由美子）質疑はないと認めま  
す。

これより討論、採決を行います。討論はありま  
せんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中島由美子）討論はないと認めま  
す。

これより採決を行います。本案を原案のとおり  
可決すべきものと認めることに御異議ありませ  
んか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中島由美子）御異議なしと認めま  
す。よって、本案は原案のとおり可決すべきもの  
と決定しました。

△所管事務調査

○委員長（中島由美子）次に、所管事務調査  
を行います。

当局に説明を求めます。

○市民健康課長（檜垣淳子）資料はございま  
せんが、下甕の診療所医師の状況について御説明  
したいと思います。

まず、医師確保の経過について御説明いたしま  
す。

平成31年3月末をもって、長浜診療所の医師  
が退職し、所長不在となりました。退職の意思を  
確認したときより、鹿大、県、甕関係の医師、東  
京の地域医療振興協会、民間の紹介会社など、長  
浜診療所で医師募集を行ってきまされたけれども、  
具体的な応募者がありませんでした。

令和元年8月、手打診療所医師から令和2年  
3月末をもって退職願の提出がされました、それ  
を受けて9月に下甕地域の地区コミ会長になどに  
長浜診療所医師を手打診療所に集約する形での手  
打診療所複数体制での医師募集について説明を行  
い、情報共有するとともに手打診療所複数での医  
師募集を開始いたしました。

その後、離島へき地医療研修プログラム事業に  
取り組んでいる会社から、同社の研修プログラム  
を活用した医師確保について提案を受けました。  
そのプログラムは、研修指導医が手打診療所に勤  
務し、手打診療所を同プログラムの研修施設とし  
て市が研修医を一定期間受け入れ、研修も兼ねて  
医師業務に従事するものです。これで2人体制が  
確保できることとなります。研修指導医は診療業  
務委託契約となります。

現在提案をいただいている医師は、一人目が研  
修指導医で、医師免許取得経験を積み、研修指導  
等が行える医者で経験年数が19年です。二人目  
の医師は、医師免許取得後、卒後臨床研修2年を  
経て、離島の医療経験を希望している医者で、経  
験年数は4年となります。

今後の対応としましては、住民へは医療方針等  
の説明を行うこととしております。また、住環境  
の整備が必要になりますことから、手打診療所医  
師住宅が老朽化していることから、今後の診療所  
の再編も鑑みながら、新たな医師住宅の整備を検  
討する必要があると考えております。



また、医療機器の整備につきましても、へき地医療機関として最低限必要な機器、総合診療医として内科から救急、耳鼻咽喉科、皮膚科、眼科までを診療できる機械整備が必要となってくると考えております。診療所運営方針の整理、へき地における医療提供のあり方についての整理などを今後は行っていくこととしております。

現在の状況と今後の対応について御説明いたしましたけれども、今年度中に整備を終える必要のあるものも発生することから、診療業務委託、住宅整備、医療機器整備などの必要なものにつきましては、今年度中に予算措置をさせていただきたいと考えております。今後明らかになった時点で概要等を説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。

**○委員長（中島由美子）** ただいま当局の説明がありましたが、これを含めて所管事務全般について質疑に入ります。御質疑願います。

**○委員（成川幸太郎）** 上甌診療所において、今後統合されるというふうにはなっていますけれども、現在のところ薬剤師が不在ということで、結局無資格の人が薬を調合しているんじゃないかっていう話を聞くんですけども、これに対してはどんなふうになっているんでしょうか。

**○市民健康課長（檜垣淳子）** 薬剤師の配置につきましては、法的には医師が3人以上いるところには配置をしないといけないというふうになっておりまして、今現在上甌では、まず窓口業務嘱託員ということで嘱託の方に調剤のほうも協力はしていただいておりますけれども、医師が最終確認をして調剤するというので、法的にも問題はないというふうに考えております。

**○委員（成川幸太郎）** 法的には問題はないということですが、もしこれで薬における事故等が発生したときの責任というのはどんなふうになっているのか。

**○市民福祉部長（上大迫 修）** 医師が3名以上おりませんので、法的には薬剤師の設置は必要ありませんが、十分注意して実施しております。

万が一、診療及び投薬等において事故が発生した場合は、当然に設置者である市においてその対応をしていくという形になるものであるというふうに認識しております。

**○委員（成川幸太郎）** 今後、その甌島地域の

一体化方針で上甌の診療所が統合されたときには医師は3名以上になるんですか。

**○市民福祉部長（上大迫 修）** 一体化方針につきまして資料の中に添付されたものがあつたと思いますけれども、基本的には上甌島診療所として上甌のほうに施設を整備し、今の上甌の医師、里の医師、また鹿島の自治医大から派遣していただいている医師がそちらのほうに移るということになるので、形態的には3名ということになりますので、その時点でその薬剤師の配置が可能かどうか、一つのガイドラインとして、3名以上あるところとありますが、へき地の医療等につきまして、現実的には3名であっても置いていないところもありますし、その対応について判断をしていかなければいけないところもあると思いますので、今後、集約していく過程の中で、当然に市の負担も出ているわけなので、そこら辺を鑑みて設置については整理をするという形になるのかと思います。

**○委員（成川幸太郎）** ぜひ、その医師3名になった時点で、薬剤師をすぐ採用しようと思っても、なかなか難しいと思いますので、将来的な姿が見えているのであれば、今からでも動きを始めて、その間に薬剤師を採用できることができれば、早目にしていってほしいんじゃないかなというふうに思いますので、検討をお願いしたいと思います。

それと、この上甌診療所においては、看護師の退職が予定されているけれども、この看護師が退職したときに、今ある入院患者の数というのが制限されてくるんじゃないかということも、ちょっとお聞きをしたんですけども、そこら辺の島民に対する影響というのはどんなふうになるんでしょうか。

**○市民福祉部長（上大迫 修）** 今、委員から発言のありましたとおり、上甌の看護師、その嘱託であつたり正規の職員であつたりしますけれども、もしその一人が欠けたとしますと、入院病床のマックスが16という形でしておりまして、今、10名前後で運営をしておりますが、入院の患者数を減らすなりしなければ、看護師の回転がきかないという形に陥る危険性が高いということでございます。

そうならないように、私どものほうもその看護

師、現場のほうと雇用の継続を図ってもらえないかということ等については、メンバーに入って調整していく方針としていただいております。

○委員（成川幸太郎）ぜひ、看護師の確保というのには努めていただきたいと思いますし、また、その看護師は恐らく正職員になって、給与体系が決まっているんでしょうけれども、やはり離島における、例えば本土から離島の看護師となっていく場合の手当等というのとも考えなければいけないんじゃないかなと思いますけど、そういうことは考えられる可能性はないですか。

○市民福祉部長（上大迫 修）職員として採用する場合につきまして、前歴の換算とか、そういったものも含めて離島での勤務ということになるわけですので、そこは勘案して、今、しておりますが、嘱託等につきましても、そういった部分を勘案して考えておりますけれども、相対的にその福利厚生といいますか待遇改善を図らなければ、体制の継続及び新たな確保はできないとすれば、そこについては、今後、総務等を含めて議論を重ねていかなければならないのかなと思います。

また、特にその際につきましては、甌というふうに限らず、近くでいいますと長島であるとか、離島のそういう体制的な部分も比較参照しながら議論を進めていきたいというふうに考えてございます。

○委員（成川幸太郎）甌島一体化方針が実行されたときに、島民の方が戸惑われることのないように、その体制づくりは前もって準備を整えておいていただければというふうに思います。よろしくをお願いします。

○委員長（中島由美子）ほかにありませんね。  
[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（中島由美子）質疑は尽きたと認めます。

次に、委員外議員から質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（中島由美子）質疑はないと認めます。

---

△第2次総合計画後期基本計画（素案）について

○委員長（中島由美子）次に、第2次総合計画後期計画（素案）について当局に説明を求めま

す。

○市民健康課長（檜垣淳子）3ページをお開きください。

施策1、健やかに生き生きと暮らせるまちづくり、施策1の生涯を通じた健康づくり推進と医療体制の充実について御説明いたします。

まず、魅力・現状・課題ですが、①に本市の平均寿命は、平成27年では男女とも県平均を上回っており、女性においては県内1位となっておりますというところを魅力ということでつけ加えていただきました。

あと、単に寿命を延ばすものではなく、健康寿命を延ばすことが重要であり、地域にいる健康づくりのリーダーさんを中心に運動教室などを地域住民と一体になって健康づくりに取り組んでいくというふうにしました。

②に、生活習慣病予防の取り組みとしましては、生活習慣の改善の支援やベジライフ宣言をしておりますので、野菜摂取を推進してまいりますというふうに変えさせていただきました。野菜摂取の推進につきましては、平成28年度にベジライフ宣言を行っております。あと、賛同団体と推進を行っているところです。

また、感染症の蔓延を防ぐために、予防接種の接種率を向上してまいりますというふうにしました。

③に、本市の医療体制は、救急医療を含め体制は維持されていますが、医師不足や看護師不足があり、医療体制に堅持が求められております。

特に、甌島地域においては、医療従事者が不足しており、蘭牟田瀬戸架橋の完成を見据えて、診療施設の効果的な配置が必要となっていますというふうにさせていただきました。

成果の指標としましては、①、②では、野菜を毎日食べる人の割合と、あと野菜料理を1日5皿以上食べる割合ということで指標にいたしました。特定健診の受診率は、目標を70%としたところであります。

③の休日の夜間などの救急時の医療体制対応率を上げさせていただきました。目標値として上げさせていただきました。

あと、施策の方向性につきましては、ほとんど変わっておりませんが、在宅当番、夜間当番の充実、医師不足・看護師不足などで、なかなか難

しいことから、維持というふうに変えさせていた  
だきました。

次に、6ページをお開きください。

施策2の、安心して子どもを生み育てられる支  
援の強化の市民健康課分は、魅力・現状・課題の  
②、妊娠・出産・子育ての各段階における多様な  
ニーズに応じたきめ細かな支援の展開が必要であ  
り、④の育児についての相談体制の充実など、見  
守り体制を構築していく必要がありますというふ  
うにさせていただきました。

次の7ページの成果の指標目標値は、この地域  
で子育てをしたいと思う親の割合を上げさせてい  
ただきました。

施策の方向性としましては、②、多様なニーズ  
に応じた子育て支援の充実で、安心して出産し育  
児ができるように、母子手帳の交付や妊婦健康診  
査などの産前支援や新生児訪問などの産後支援に  
より、母と子の保健医療の充実を図りますとさせ  
ていただきました。

④に、妊娠期から子育て期までの切れ目のない  
支援を行う子育て世代包括支援センターを中心に、  
子育て支援体制の一体化を図るものとさせていた  
だきました。

**○委員長（中島由美子）**ただいま当局の説明  
がありましたが、これより質疑に入ります。御質  
疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○委員長（中島由美子）**質疑はないと認めま  
す。

次に、委員外議員の質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○委員長（中島由美子）**質疑はないと認めま  
す。

以上で、市民健康課の審査を終わります。

---

#### △保険年金課の審査

**○委員長（中島由美子）**次は、保険年金課の  
審査に入ります。

---

#### △議案第142号 令和元年度薩摩川内市 一般会計補正予算

**○委員長（中島由美子）**まず、審査を一時中  
止しておりました、議案第142号令和元年度薩  
摩川内市一般会計補正予算を議題といたします。

当局に補足説明を求めます。

**○保険年金課長（山元 茂）**それでは、まず  
歳出について御説明をいたしますので、予算に関  
する説明書第5回補正の42ページをお開きくだ  
さい。

3款1項4目国民年金費の増額につきましては、  
国の制度改正に伴い、国民年金関係届出書等の様  
式や入力マットの変更が生じたため、国民年金シ  
ステムを改修し対応する必要があるため、増額補  
正するものでございます。

次に、46ページをお開きください。

4款1項5目国民健康保険対策費の増額につ  
きましては、保険年金課職員に係る職員手当及び共  
済費を増額補正するものでございます。

なお、資料上には記載してございませんが、同  
目内の中事業間の財源調整を行っておりますが、  
予算の増減はございません。なお、詳細につきま  
しては、後ほど国民健康保険事業特別会計の説明  
の中で申し上げます。

次に、47ページをお開きください。

同款同項7目後期高齢者医療対策費の増額につ  
きましては、後期高齢者医療標準システム保守委  
託事業等の実績確定に伴い減額するとともに、平  
成30年度後期高齢者医療広域連合市町村療養給  
付費負担金確定に伴う精算返納金等を相殺した金  
額を増額補正するものでございます。

続きまして、歳入について御説明いたしますの  
で、お戻りいただきまして23ページをお開きく  
ださい。

15款3項2目民生費委託金の増額につきまし  
ては、歳出で御説明した国民年金システム改修事  
業の増額に伴う国民年金事務交付金の増額補正で  
ございます。

次に、31ページをお開きください。

21款5項4目雑入のうち保険年金課分は、上  
から6番目の後期高齢者医療制度事業補助金の減  
額分でございますが、収納対策等事業補助金の補  
助廃止に伴う減額補正でございます。

**○委員長（中島由美子）**ただいま当局の説明  
がありましたが、これより質疑に入ります。御質  
疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○委員長（中島由美子）**質疑はないと認めま  
す。

次に、委員外議員から質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中島由美子）質疑はないと認めます。

ここで、本案の審査を一時中止します。

△議案第150号 令和元年度薩摩川内市  
国民健康保険事業特別会計補正予算

○委員長（中島由美子）次に、議案第150号令和元年度薩摩川内市国民健康保険事業特別会計補正予算を議題といたします。

当局に補足説明を求めます。

○保険年金課長（山元 茂）それでは、まず歳出について御説明いたしますので、予算に関する説明書第5回補正の166ページをお開きください。

1款1項1目一般管理費につきましては、九州都市国保研究協議会負担金が不用となったため、減額補正をするものでございます。

次に、同款同項2目連合会負担金につきましては、令和元年度一般負担金等の金額確定に伴いまして減額補正をするものでございます。

次に、167ページをお開きください。

同款2項3目賦課徴収費につきましては、事業確定等により減額補正をするものでございます。

次に、168ページをごらんください。

2款4項1目一般被保険者輸送費につきましては、事業実績見込みにより増額補正をするものでございます。

次に、169ページをお開きください。

3款1項1目一般被保険者医療給付費につきましては、財源調整を行ったもので、予算上の増減は今回はございません。

次に、170ページをごらんください。

8款1項1目特定健診保健指導事業費につきましては、特定健診データ管理システム用パソコンの購入に係る増額と、集団健診時の甌島間の航送料が不用となったものも相殺し、その合計額を増額補正をするものでございます。

次に、171ページをお開きください。

9款1項1目国民健康保険基金積立金につきましては、平成30年度繰越金確定等に伴い増額補正をするものでございます。

次は、前にお戻りいただきまして、161ペー

ジをお開きください。

引き続き、歳入について御説明いたしますが、国民健康保険税関係からになりますので、先に税務課より説明を行った後に保険年金課分の説明をさせていただきます。

○税務課長（道場益男）それでは、税務課・収納課に係ります補正予算について説明いたします。

161ページをお願いいたします。

1款1項国民健康保険税でございます。

1目一般被保険者国民健康保険税及び2目退職被保険者等国民健康保険税におきまして、加入世帯数及び被保険者数の動向並びに収納実績見込みを勘案し、現年課税分について減額補正を行うとともに、滞納繰越分について増額補正を行うものでございます。

○保険年金課長（山元 茂）それでは、次に163ページをお開きください。

6款2項1目保険給付費等交付金につきましては、特定健診データ管理システム用パソコンの購入に係る経費の2分の1が県から交付をされるため、増額補正をするものでございます。

次に、164ページをごらんください。

9款1項1目一般会計繰入金につきましては、3節財政安定化支援事業繰入金を増額し、5節その他繰入金を減額しておりますが、同額のため予算上の増額はございません。

次に、165ページをお開きください。

10款1項2目その他繰入金の増額につきましては、平成30年度決算の繰越金の確定に伴い増額補正をするものでございます。

○委員長（中島由美子）ただいま当局の説明がありましたが、これより質疑に入ります。御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中島由美子）質疑はないと認めます。

次に、委員外議員から質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中島由美子）質疑はないと認めます。

これより、討論、採決を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中島由美子）討論はないと認めます。

これより、採決を行います。本案を原案のとおり可決すべきものと認めることに御異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中島由美子）御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

---

△議案第153号 令和元年度薩摩川内市  
後期高齢者医療事業特別会計補正予算

○委員長（中島由美子）次に、議案第153号令和元年度薩摩川内市後期高齢者医療事業特別会計補正予算を議題といたします。

当局に補足説明を求めます。

○保険年金課長（山元 茂）それでは、歳出について御説明いたしますので、予算に関する説明書第5回補正の211ページをお開きください。

2款1項1目後期高齢者医療広域連合納付金につきましては、被保険者からの徴収した後期高齢者の保険料を広域連合に負担金として納めるものでございますが、本賦課による徴収実績見込みにより増額をするものでございます。

続きまして、歳入について御説明いたします。

前にお戻りいただきまして、209ページをお開きください。

1款1項1目特別徴収保険料につきましては、本賦課による徴収実績見込みにより増額補正をするものでございます。

次に、同款同項2目普通徴収保険料につきましては、本賦課による徴収実績見込みにより減額補正をするものでございます。

次に、5款1項1目繰越金につきましては、平成30年度決算に伴う繰越金の確定額を増額補正をするものでございます。

○委員長（中島由美子）ただいま当局の説明がありましたが、これより質疑に入ります。御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中島由美子）質疑はないと認めます。

次に、委員外議員から質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中島由美子）質疑はないと認めます。

これより、討論、採決を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中島由美子）討論はないと認めます。

これより、採決を行います。本案を原案のとおり可決すべきものと認めることに御異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中島由美子）御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

---

△所管事務調査

○委員長（中島由美子）次に、所管事務調査を行います。

当局から報告事項はありませんので、これより所管事務全般について質疑に入ります。御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中島由美子）質疑はないと認めます。

次に、委員外議員から質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中島由美子）質疑はないと認めます。

第2次総合計画後期基本計画（素案）に係る分はございませんので、以上で保険年金課の審査を終わります。

---

△障害・社会福祉課の審査

○委員長（中島由美子）それでは、障害・社会福祉課の審査に入ります。

---

△議案第131号 薩摩川内市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○委員長（中島由美子）まず、議案第131号薩摩川内市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局に補足説明を求めます。

○障害・社会福祉課長（南 輝雄）議会資料のほうで説明いたしますので、市民福祉部関係の議会資料をお開きください。

まず、改正理由及び内容になりますが、災害弔慰金の支給等に関する法律につきまして、災害援護資金に係る償還金の支払い猶予、償還免除の対象範囲の拡大等の改正がされたことに伴いまして、条例において引用規定など条文の整理が必要となったものです。

また、同法の改正に伴い、災害弔慰金等の支給に関する事項を調査審議するための附属機関の設置が努力義務となりましたことから、支給審査委員会を設置するとともに、附則において委員に係る報酬及び費用弁償を定めようとするものです。

次に、今回の条例改正の根拠となった法律改正の内容を参考として示しておりますが、ポイントとしましては、（２）にありますように、自己破産等を行ったものが償還免除の対象となったこと、並びに（３）にありますように、償還免除等の判断をする際に資産状況の報告を求めることや、官公署に対して必要な資料の提出を求めることができるということになったことです。

○委員長（中島由美子）ただいま当局の説明がありましたが、これより質疑に入ります。御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中島由美子）質疑はないと認めます。

次に、委員外議員から質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中島由美子）質疑はないと認めます。

これより、討論、採決を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中島由美子）討論はないと認めます。

これより、採決を行います。本案を原案のとおり可決すべきものと認めることに御異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中島由美子）御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

△議案第１４２号 令和元年度薩摩川内市一般会計補正予算

○委員長（中島由美子）次に、審査を一時中止しておりました議案第１４２号令和元年度薩摩川内市一般会計補正予算を議題といたします。

当局に補足説明を求めます。

○障害・社会福祉課長（南 輝雄）歳出から説明をいたします。

予算書の４１ページをお開きください。

まず、３款１項１目事項社会福祉管理運営費は共済費の調整です。

次に、事項生活困窮者自立支援事業費は、国庫支出金等精算返納金です。

次に、事項プレミアム付商品券事業費は、これまでの実績に応じて、事務費や商品券購入費を減額するものです。

次に、同項２目事項一般障害者自立支援事業費は、いただいた寄附金をもとに、障害者のスポーツレクリエーション用品を購入するとともに、執行見込みにより心身障害者扶養共済掛金を増額するものです。

次に、障害者自立支援事業費は、サービス利用者の増などにより扶助費等を増額するとともに、国庫支出金等精算返納金を計上するものです。

次に、特別障害者手当等給付事業費は、国庫支出金等精算返納金です。

次のページになります。

障害児通所支援事業費は、サービス利用者の増などにより扶助費等を増額するものです。

次に、小児慢性特定疾患児日常生活用具給付事業費は、執行見込みにより扶助費を増額するものです。

次に、４４ページになります。

同款３目１項事項女性家庭児童相談費は、国庫支出金等精算返納金です。

次に、同目５項事項母子生活支援施設措置費は、国庫支出金等精算返納金です。

続きまして、歳入を説明いたします。

１９ページをお開きください。

１３款２項１目１節社会福祉費負担金は、心身障害者扶養共済掛金について、収入見込みにより増額するものです。

１５款１項１目１節社会福祉費負担金の説明欄、

障害者自立支援給付費等負担金は、扶助費の執行見込みに伴う増額であり、次の過年度分は平成30年度の実績確定に伴う追加交付分です。

3節児童福祉費負担金の説明欄、児童発達支援センター給付費負担金は、扶助費の執行見込みに伴う増額であり、次の過年度分は平成30年度の実績確定に伴う追加交付分です。

次に、22ページになります。

同款2項2目1節社会福祉費補助金は、プレミアム付商品券事業費の執行見込みに伴う国庫補助金の減額です。

次に、24ページになります。

16款1項1目1節社会福祉費負担金は、障害者自立支援給付費等の執行見込みに伴う県負担金の増額です。

3節児童福祉費負担金のうち、児童発達支援センター給付費負担金は、執行見込みに伴う県負担金の増額です。

次のページです。

同款2項2目1節社会福祉費補助金は、小児慢性特定疾患児日常生活用具給付事業費の執行見込みに伴う県補助金の増額です。

次に、27ページになります。

17款2項5目1節有価証券等売払収入は、プレミアム付商品券売払金の減額です。

次に、28ページになります。

18款1項2目2節社会福祉費給付金は、1団体より寄附があったものです。

**○委員長（中島由美子）**ただいま当局の説明がありましたが、これより質疑に入ります。御質疑願います。

**○委員（川畑善照）**プレミアム付商品券の返還率というか、購入率ですね。

それと、これ再度、この交付の要請をされたのか、今現状をおっしゃってください。

**○障害・社会福祉課長（南 輝雄）**まず、商品券につきましては、低所得者の分と子育て世帯の分で手続きが違います。

低所得者につきましては、1回申請をして引換券をもらって、そして商品券に引きかえるという手続、子育て世帯につきましては、直接引換券を送りますので、そのまま、その引換券で商品券を買うというような手続になってございます。

そうした中で、対象者のうち子育て・低所得者

を含めまして、実際に引換券を送付した人数が対象者に比べて33.4%、全国的にも低い状況になっているようですが、本市も同様に、そのような状況になってございます。

その引換券を送付したうちの実際的にその商品券を買っていただいた数が65.1%、今の状況が、そういった状況になっております。

特に低所得者の事前の申請の分がやっぱり低いということもありまして、1回、再通知をしております。それでも10%は伸びなかったというような状況でございまして、5%ぐらいですか、その再通知で伸びたというような状況でございます。

**○委員（川畑善照）**市民の声として、面倒くさいという声が聞こえてくるわけですが、やはり、このパーセントを見たときに33.4%の中の65.1%が、もう商品券にかえていらっしゃるということですが、やはり、もうちょっと奨励をされたほうが、せつかくの国の制度が市民に行き渡ると思いますので、そこを、今後はどのように考えていらっしゃるのかなと。

**○障害・社会福祉課長（南 輝雄）**実は、この通知に関しても、通知した経費は交付金の対象になるんですけども、当初、国のほうは1回通知をして、2回目の勸奨の通知については交付金の対象外にする、対象外だというような言い方をしていました。

とういことで、うちのほうはしていなかったんですけども、さすがに9月、10月になりまして、率が伸び悩んでいる状況の中で、国のほうは再通知をしても、した場合に交付金を出すというような方向転換を行いまして、通知をしたということです。

あと、実際、その申請につきましては、7月から手続は開始しておりまして、一応、この11月の末で、一応終わったところですので、今のこの引き換え、低所得者の申請については、一応、手続は終わっているということです。

**○委員（川畑善照）**最後にしますけれども、今後、こういう全国的にも低いんじゃないかなとは思っているんですけども、せつかくの制度を設けても、もちろん市民の方も10%ですか、得をするぐらいのもんですか、10%得ぐらいになっていると思いますので、もうちょっと率を上げて、少なくとも50%を超えるぐらいないと、やった

効果というものが、何か薄いような気がしておりますので、また今後、検討をしていただきたいと。

○障害・社会福祉課長（南 輝雄）御検討をということだったんですけれども、なかなか、もうちょっと事業の終盤になっていまして、ちょっと難しいところがございます。

今回、非常に低迷した事情としましては、一つは、その手続が何回かしないといけないといったことが一つ、それと、直接、その給付金なりを出すという制度ではなくて、商品券を買っていただいて、商品券を買うときに、5,000円分の商品券が4,000円で買えるということで、20%の率はあるんですけれども、やっぱり手続が面倒くさいとか、商品券をわざわざ買わないといけないというようなところでの抵抗があって申請されないという方が、やっぱり多いようでございますので、その制度上の問題というのが一つはあるということで、御理解いただければと思います。

○委員長（中島由美子）ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中島由美子）質疑は尽きたと認めます。

次に、委員外議員から質疑はありませんか。

○議員（落口久光）今の話に関連して、もう今回はそれで終わるので、今、どうしようもないと思うんですけど、今後、こういうのと同じような制度がもし実行される場合に、既に手続の煩雑さとかいうところがわかっていらっしゃるので、これをもうちょっと簡略化するような動きの検討とかはされるんでしょうか。

極端な話、もうウェブでやったら自動的に来るとか、ポイント制にしたやつで使えるようにするとかいうような、具体的な検討とかです。

○障害・社会福祉課長（南 輝雄）今回の制度につきましては、国のほうが詳細に示してしている事業ということもございまして、ある程度のやり方について柔軟性がある部分はあるんですけど、大きな仕組みの部分は、国が示したとおりでございます。

といったことで、例えばウェブで手続するとか、もしくはポイント制にするとかっていうようなところまでは、国の制度上できないというような仕組みになってございます。

従いまして、今後、国のほうがまたこういうことをするのかわかりませんが、そういった今回の反省を踏まえて、国のほうではしっかりと使いやすい制度をつくっていただければ、うちとしてはありがたいと考えております。

○委員長（中島由美子）ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中島由美子）質疑は尽きたと認めます。

ここで、本案の審査を一時中止します。

---

△所管事務調査

○委員長（中島由美子）次に、所管事務調査を行います。

当局から報告事項はありませんので、これより所管事務全般について質疑に入ります。御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中島由美子）質疑はないと認めます。

次に、委員外議員から質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中島由美子）質疑はないと認めます。

---

△第2次総合計画後期基本計画（素案）について

○委員長（中島由美子）次に、第2次総合計画後期計画（素案）について当局に説明を求めます。

○障害・社会福祉課長（南 輝雄）それでは、まず施策統括からの分につきまして説明をいたします。

12ページをお開きいただきたいと思います。

施策4、地域で安心して暮らせる障害・社会福祉の充実でございます。

魅力・現状・課題につきまして、①においては、現在、基幹相談支援センターを中核とした相談支援体制整備や関係機関とのネットワークづくりの構築に努めていること、また、障害者の地域移行と高齢化の進展に伴い、判断能力が不十分な障害者の財産管理等が求められている現状を記載したところでございます。

③においては、社会情勢が変化する中、生活困



窮者が増加傾向にあり、包括的な支援体制の強化が求められていることを記載したところでございます。

④においては、引きこもり、虐待などが社会問題化していることに対し、相談業務の一元化により情報共有や取り組みの強化を図っていること、さらに、自殺者の増加を社会的問題と捉えていることから、自殺対策計画の策定を行い、その取り組みをスタートしたことを記載しております。

次のページになります。

めざす姿は変更はありません。また成果指標、目標値については、ごらんいただきたいと思えます。

次に、施策の方向性ですが、①では成年後見制度の利用促進と権利擁護支援ネットワークの構築を図ることとし、③では生活困窮者の自立支援等の充実として、包括的な相談支援の充実を図っております。

また、④では、包括的な相談体制の確立とネットワーク化を図ること、次のページになりますが、生きることの包括的な支援の推進による自殺リスクの低下へ取り組むこと、そして、犯罪を犯した者等が地域社会での孤立を防ぐため、緊密な連携に努めることを加えております。

次に、当課分の所管のみの分の説明でございます。

資料のほうは、戻っていただきまして6ページになります。

施策2、安心して子どもを生み育てられる支援の強化でございますが、当課分は8ページになります。

④の1番目ですが、妊娠期から子育て期までの切れ目ない支援を次の項に移したため、ここでは相談体制や関係機関との連携強化に特化した表現にしたところでございます。

次に、15ページになります。

政策2の施策1、市民の安全確保と防災対応の推進ですが、当課分は次のページになります。

①の二つ目、避難行動要支援者に対する体制整備を記載しております。

次に、下の④の一つ目です。安全な市民生活の確保として、消費生活に関する普及啓発を記載しておりますが、自立した消費活動がわかりにくいため、表現を改めております。

次に、二つ目は、次のページになります。変更はありませんが、消費生活問題の相談体制の充実を記載しているところでございます。

次に、78ページになります。

政策6の施策2、お互いを認め合う人権の尊重と男女共同参画の推進ですが、当課分は次のページの中ほど②の相談体制の充実であります。

相談体制の一元化を行っており、人権問題に限った取り扱いとしていないことから、実情に合った幅広い内容に整理したところです。

○委員長（中島由美子）ただいま当局の説明がありましたが、これより質疑に入ります。御質疑願います。

○委員（成川幸太郎）本年3月に策定して取り組みをスタートしたとしてあります自殺対策計画は、一応もらったんですけど、市民に対しての広報というのは、どんなふうになされているのでしょうか。

○障害・社会福祉課長（南 輝雄）各世帯に配るということはできませんので、一応、ホームページのほうには載せて、周知を図っているところでございます。もしくは、あと関係機関、そういったところにはお配りしているところです。

○委員（成川幸太郎）コミュニティあたりには配付してあるんですか。

○障害・社会福祉課長（南 輝雄）コミュニティのほうには配付してございます。

○委員（成川幸太郎）以前、質問でも申し上げたんですが、交通事故による死亡者数というのは、相当目標を高くして、非常に少なくなっているんですけども、難しいんですけども、この自殺については、交通事故死亡よりも実績としては上がっているということでしたので、そこら辺をもうちょっと具体的にわかるように、これ全部配ることはないと思うんですけども、それがうまく伝わるような展開をしていただければと思います。よろしくお願いします。

○委員長（中島由美子）ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中島由美子）質疑は尽きたと認めます。

次に、委員外議員からの質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中島由美子）質疑はないと認めま

す。

以上で、障害・社会福祉課の審査を終わります。

---

△高齢・介護福祉課の審査

○委員長（中島由美子）次は、高齢・介護福祉課の審査に入ります。

---

△議案第142号 令和元年度薩摩川内市一般会計補正予算

○委員長（中島由美子）審査を一時中止しておりました、議案第142号令和元年度薩摩川内市一般会計補正予算を議題といたします。

当局に補足説明を求めます。

○高齢・介護福祉課長（遠矢一星）それでは、まずは歳出について御説明いたしますので、第5回補正予算書の43ページをお開きください。

3款2項3目介護保険対策費については、右側説明欄に記載の介護保険対策費は人事異動に伴う給与費の調整及び介護保険事業特別会計の補正に伴う繰出金の減額になり、次の地域介護福祉空間整備事業費は、グループホームなど4施設の空調設備改修等について、国の内示を受けたため、補正計上しております。

次に、歳入について御説明いたしますので22ページをお開きください。

15款2項2目民生費補助金2節老人福祉費補助金は、先ほど歳出で説明しましたグループホーム等4施設の設備改修に係る国庫補助金で、補助額は歳出と同額になります。

○委員長（中島由美子）ただいま当局の説明がありましたが、これより質疑に入ります。御質疑願います。

○委員（福田俊一郎）空調設備の4施設はどこだけ報告をください。

○高齢・介護福祉課長（遠矢一星）グループホーム燦々、それから自立の家、それからグループホームあおいの家、それから地域密着型介護老人福祉施設はまかぜ園、この4施設になります。

○委員長（中島由美子）ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中島由美子）質疑は尽きたと認めます。

次に、委員外議員から質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中島由美子）質疑はないと認めます。

ここで、本案の審査を一時中止します。

---

△議案第152号 令和元年度薩摩川内市介護保険事業特別会計補正予算

○委員長（中島由美子）次に、議案第152号令和元年度薩摩川内市介護保険事業特別会計補正予算を議題といたします。

当局に補足説明を求めます。

○高齢・介護福祉課長（遠矢一星）それでは、まずは歳出から説明させていただきますので、第5回補正予算書の194ページをお開きください。

1款1項1目居宅介護サービス費の減額は、実績見込みに基づく補正になります。

次に、195ページをごらんください。

1款6項1目介護予防サービス費の増額は、備考欄に記載の要支援1、2の認定者に係る介護予防サービス給付費等の実績見込みに基づく補正になります。

次に、196ページをごらんください。

1款7項3目高額医療合算介護サービス等費の増額も、実績見込みに基づく補正になります。

次に、197ページをごらんください。

3款3項1目介護予防・生活支援サービス事業費の減額は、総合事業の通所型サービスの実績見込みに基づく補正になります。

次に、198ページをごらんください。

3款4項1目一般介護予防事業費については、人事異動に伴う給与費等の調整のほか、報償費については元気度アップ転換利用の実績見込みに基づき増額補正を行っております。

次に、199ページをごらんください。

介護給付費準備基金積立金については、前年度繰越金及び国庫支出金等精算返納金の確定に伴い補正を行うものです。

次に、200ページをごらんください。

6款1項2目償還金については、平成30年度分の介護給付費確定に伴う国庫支出金等の精算返納金になります。

続きまして、歳入について御説明させていただきますので、188ページをお開きください。

4款2項4目地域支援事業交付金は、歳出地域支援事業費の補正及び、この後説明します保険者

機能強化推進交付金の一般介護予防事業費への充当による国負担分の減額補正であり、下段の５目保険者機能強化推進交付金は、平成３０年度に創設された補助金で、本年度分の内示に伴い補正計上をしており、一般介護予防事業費に充当しております。

次に、１８９ページをごらんください。

５款１項２目地域支援事業支援交付金の減額及び次の１９０ページの６款３項１目地域支援事業交付金の減額及び、次の１９１ページの９款１項１目一般会計繰入金の減額は、ともに歳出地域支援事業費の補正及び保険者機能強化推進交付金の一般介護予防事業費への充当により、第２号被保険者分の支払い基金交付金県支出金市負担分として繰入金の負担割合に応じて減額するものです。

次に、１９２ページをごらんください。

９款２項１目介護給付費準備基金繰入金の減額は、歳出補正及び前年度繰越金の確定に伴うものであり、次の１９３ページ、１０款１項１目繰越金は、前年度繰越金の確定に基づくものであります。

○委員長（中島由美子）ただいま当局の説明がありましたが、これより質疑に入ります。御質疑願います。

○委員（成川幸太郎）歳出の介護サービス等の諸費で、居宅介護サービス費が３，１００万円の減額になっているのは、国としては居宅介護を推し進める方向だったんですけれども、予算を組んだのに対して３，１００万円減額になった理由というのは、何か明確になっているんですか。

○高齢・介護福祉課長（遠矢一星）若干は、その事業所の減というのもございますが、利用者自体は、今、利用に不足が生じているという状況ではございません。

ただ、報酬改定の影響もあるかもしれませんが、やはり、施設は顕著に伸びつつありますが、居宅のほうは、若干、訪問リハとかは、逆にふえたりしているんですけれども、通常のこの居宅サービスのほうは、若干減り気味という傾向はございます。

○委員（成川幸太郎）今後、国が進める方向と、ちょっと違った方向で現実には動いているということになるわけですね。そういったことの対策として、今後、国は居宅介護を進めていっている

中で、現実的には落ちているということをごんごうな感じで捉えていらっしゃるのでしょうか。

○高齢・介護福祉課長（遠矢一星）やはり、それは難しい問題でありまして、介護が必要になった状態の場合、やはり、その施設入所を申し込まれる方もかなり多くはなっておりますし、どういう手立てがあるかということなんですが、これにつきましては、その介護サービスの内容を検討するケアマネジャーのほうで、こういったサービスが適正なのか、その方の自立に貢献するのかというのをしっかり酌む中で、そのサービスに応えられるような提供事業者、需要量を確保していきたいと思っておりますので、そちらに全部シフトさせるというような何かの流れをつくろうということは、今のところは考えていないところです。

○委員（成川幸太郎）介護施設の待機者は相当多かったですね。だから、それがうまく待機されている方が居宅介護を利用して、介護状態がうまくできるような方向というのを、また、いろいろ検討いただけたらと思います。

○委員長（中島由美子）ほかにありませんか。  
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中島由美子）質疑は尽きたと認めます。

次に、委員外議員から質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中島由美子）これより討論、採決を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中島由美子）討論はないと認めます。

これより、採決を行います。本案を原案のとおり可決すべきものと認めることに御異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中島由美子）御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

---

△議案第１６３号 令和元年度薩摩川内市  
介護保険事業特別会計補正予算

○委員長（中島由美子）次に、議案第１６３号令和元年度薩摩川内市介護保険事業特別会計補正予算を議題といたします。

当局に補足説明を求めます。

○高 齢・介護福祉課長（遠矢一星） それでは、歳出から説明させていただきますので、第6回補正予算書の125ページをお開きください。

3款4項1目一般介護予防事業費については、介護予防事業に係る職員分の給与改定に伴う補正になります。

次に、126ページをお開きください。

4款1項1目介護給付費準備基金積立金の減額は、さきの増額補正13万1,000円に対する第1号被保険者分の負担分23%分として減額しております。

続きまして、歳入について御説明いたしますので121ページをお開きください。

4款2項4目地域支援事業交付金から124ページの9款1項1目一般会計繰入金まで給与改定に係る歳出補正に伴い、国・県・市等の負担割合に応じた補正額を計上しております。

○委員長（中島由美子） ただいま当局の説明がありましたが、これより質疑に入ります。御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中島由美子） 質疑はないと認めます。

次に、委員外議員から質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中島由美子） 質疑はないと認めます。

これより、討論、採決を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中島由美子） 討論はないと認めます。

これより、採決を行います。本案を原案のとおり可決すべきものと認めることに御異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中島由美子） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

---

#### △所管事務調査

○委員長（中島由美子） 次に、所管事務調査を行います。

当局から報告事項はありませんので、これより所管事務全般について質疑に入ります。御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中島由美子） 質疑はないと認めます。

次に、委員外議員から質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中島由美子） 質疑はないと認めます。

---

#### △第2次総合計画後期基本計画（素案）について

○委員長（中島由美子） 次に、第2次総合計画後期計画（素案）について当局に説明を求めます。

○高 齢・介護福祉課長（遠矢一星） それでは、資料2の9ページをお開きください。

本課が施策統括課となっている施策3、地域が支える高齢者福祉の充実についてです。

まず、魅力・現状・課題としては、冒頭に魅力として、本市の平均寿命が県内で男性は平均を上回り、女性は県内1位である旨を記載しました。

そのほか、現状・課題としては文言を整理し、①で健康寿命を伸ばし介護状態とならないためには、介護予防等の取り組みが必要であること、②では高齢者の社会参加を促すとともに、住民主体で支え合う体制の地域と専門職等とのネットワークづくりの必要性、③では住みなれた地域で暮らしていただけるよう、介護サービスの提供を維持、充実するためにも人材確保が課題である旨を記載しました。

次のめざす姿は記載のとおりであります。

次に、10ページをお開きください。

成果指標等目標値については、さきに説明しました現状・課題にリンクする形でより具現化し、①では介護予防事業である元気度アップ事業への参加率、②では、地域で支え合うためにも認知症に対する理解を深めるための認知症サポーター養成者数を、③では介護保険事業における居宅介護サービスの受給者の割合を設定したところであります。

次に、施策の方向性としては、現状・課題を解決するための取り組みとして、①では健康や介護

予防に関する個々の主体的な取り組みや、生きが  
いづくりに資する高齢者クラブ、シルバー人材セ  
ンターなど、社会参加に対する意識啓発、②では、  
住民主体での支え合いや多職種協働による課題解  
決及び、次の11ページになりますが、認知症の  
方の理解促進等について、③ではサービスの維持  
と質の向上を図るために、事業者支援、指導につ  
いてを記載しました。

次に、施策体系については記載のとおりですが、  
市民と行政の役割分担では、行政の欄に高齢者の  
相談窓口である地域包括支援センターの記載がな  
かったため、今回、追加記載しております。

**○委員長（中島由美子）**ただいま当局の説明  
がありましたが、これより質疑に入ります。御質  
疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○委員長（中島由美子）**質疑はないと認めま  
す。

次に、委員外議員の質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○委員長（中島由美子）**質疑はないと認めま  
す。

以上で、高齢・介護福祉課の審査を終わります。

---

#### △保護課の審査

**○委員長（中島由美子）**次は、保護課の審査  
に入ります。

---

#### △議案第142号 令和元年度薩摩川内市 一般会計補正予算

**○委員長（中島由美子）**審査を一時中止して  
おりました、議案第142号令和元年度薩摩川内  
市一般会計補正予算を議題といたします。

当局に補足説明を求めます。

**○保護課長（松尾和俊）**それでは、補正予算  
につきまして説明をいたします。

最初に歳出のほうから説明をいたします。

補正予算書の45ページをお開きください。

3款4項1目生活保護総務費事項生活保護管理  
運営費につきまして増額補正を行うものでありま  
す。

補正の内訳としまして、国庫支出金等精算返納  
金は生活保護費と国庫負担金の確定に伴い、平成  
30年度中に多く受け入れました国庫負担金を返

納するために増額補正するものであります。

2目扶助費事項生活保護費につきましては、歳  
入のところで説明をいたしますが、生活保護費返  
納金が生じたことによる財源調整であります。

続きまして、歳入について説明をいたします。

21ページをお開きください。

15款1項1目民生費負担金4節生活保護費負  
担金につきまして、増額補正を行うものでありま  
す。内訳としまして、平成30年度の生活保護費  
国庫負担金の確定に伴い、扶助費のうち介護扶助  
が精算不足であったことから、国庫負担金が追加  
交付されることとなりましたので増額補正するも  
のであります。

続きまして、31ページをお開きください。

21款5項4目1節雑入、説明欄の上から2番  
目、生活保護返納金（滞納分）、次の生活保護返  
納金、次の生活保護徴収金について受け入れまし  
たので増額補正するものであります。

生活保護返納金（滞納分）は、過年度の返納金  
であり、生活保護返納金は現年度の法第63条に  
規定する返納金であり、非保護者が保護費を受給  
した後、年金手当等の遡及受給や介護保険の償還  
金など何らかの収入があったことにより収入相当  
分を返還させるもので、生活保護徴収金は現年度  
の法第78条に規定する徴収金であり、非保護者  
が就労収入などがあつたにもかかわらず、未申告  
または虚偽の申告をするなど、不実の申請、その  
他不正な手段により保護費を受給したものに対し、  
不正受給として徴収するものであります。

**○委員長（中島由美子）**ただいま当局の説明  
がありましたが、これより質疑に入ります。御質  
疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○委員長（中島由美子）**質疑はないと認めま  
す。

次に、委員外議員から質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○委員長（中島由美子）**質疑はないと認めま  
す。

ここで、本案の審査を一時中止します。

---

#### △所管事務調査

**○委員長（中島由美子）**次に、所管事務調査  
を行います。

当局に説明を求めます。

○保護課長（松尾和俊）本市の生活保護の状況について報告をさせていただきます。

生活福祉委員会資料の6ページをお開きください。

1の本市の生活保護世帯数の（1）前年の直近月との比較ですが、世帯数・保護人員・保護率とも減少しております。

（2）は、保護の開始・廃止の状況ですが、前年の直近月と比較しまして、保護開始世帯・人員、保護廃止世帯・人員とも減少している状況であります。

開始の理由としては、複合的な要素もありますが、最も多いのが預貯金の減少、次が世帯主の傷病、次に仕送りの減少と続いております。

これから考えられるのが、主たる生計維持者の傷病等により収入が途絶え、わずかな貯蓄を切り崩した結果の生活困窮がうかがえます。

廃止の理由として最も多いのが、これは高齢者世帯が非保護世帯の半数以上という事情もありますが、死亡となっております。

次の働きによる収入の増加は、就労支援による結果も含まれ、次の施設入所は、入所に伴い要否判定を行った結果、保護否となったものであります。

なお、各施設のうち養護老人ホーム入所者は老人福祉法による扶助が優先されるため、原則として生活保護は廃止されることとなります。

続きまして、2の就労支援の状況です。

前年の直近月と比較しまして、支援対象者数、就労開始者数は減少しておりますが、就労開始者数のうち保護廃止世帯数は増加しております。原因としまして考えられるのは、有効求人倍率かと思われます。平成30年の9月では1.22倍、令和元年9月では1.24倍と、ほぼ横ばいの状況の有効求人倍率となっております。

生活保護法では、生活に困窮する者は、その利用し得る能力を活用しなければならないとされており、就労能力は、その最たるものであります。このことから、就労能力のある者につきましては、今後も長期で安定した就労に向けて、支援対象者、ケースワーカー、就労支援員、ハローワークとの連携による四者面談等で就労支援を推進していきたいと考えております。

○委員長（中島由美子）ただいま当局の説明がありましたが、これを含めて所管事務全般について質疑に入ります。御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中島由美子）質疑はないと認めます。

次に、委員外議員から質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中島由美子）質疑はないと認めます。

第2次総合計画後期基本計画（素案）に係る分はございませんので、以上で保護課の審査を終わります。

---

△子育て支援課の審査

○委員長（中島由美子）それでは、子育て支援課の審査に入ります。

---

△議案第142号 令和元年度薩摩川内市  
一般会計補正予算

○委員長（中島由美子）審査を一時中止しておりました、議案第142号令和元年度薩摩川内市一般会計補正予算を議題といたします。

当局に補足説明を求めます。

○子育て支援課長（知識伸一）まず、歳出から御説明を申し上げますので、第5回補正の予算に関する説明書44ページをお開きください。

3款3項1目児童福祉総務費のうち子育て支援課分は、1,469万6,000円の増額補正で、内容は説明欄をごらんください。

事項児童福祉管理運営費は、共済費につきましては、標準報酬月額の変更に伴う共済費の減額でございます。

認可外保育施設多子世帯軽減事業補助金につきましては、実績増に伴うもの、国庫支出金等精算返納金につきましては、平成30年度子ども・子育て支援交付金事業の確定に伴うものでございます。

次の2目児童措置費は、1,990万6,000円の減額補正で、事項児童手当福祉費のうち、補助事業扶助費につきましては実績見込みに伴う減額、国庫支出金等精算返納金につきましては、平成30年度児童手当実績確定に伴うものでございます。

次は、4目保育園費は6,642万9,000円の増額補正で、事項保育所運営費補助事業扶助費につきましては、生活福祉委員会資料で御説明いたしますので、7ページをお開きください。

施設等利用給付費でございます。子ども・子育て支援法の一部改正によりまして、本年10月からスタートいたしました幼児教育・保育の無償化では、子育てのための施設等利用給付の制度が追加されました。

この制度は、施設等利用給付認定を受けた子どもが、教育・保育給付の対象外である幼稚園や特別支援学校幼稚園部のほか、認可外保育施設・幼稚園、認定こども園の預かり保育事業——これに在園児の預かりでございます。それと、保育所、認定こども園等での一時預かり事業、病児保育事業等を利用した際の利用料相当額を市町村が保護者へ施設等に対し施設等利用費として支給し、実費無償化するものでございます。

1点目、子ども・子育て支援法に基づく子ども・子育て支援給付の種類といたしましては3種類ございまして、アといたしまして子どものための現金給付、これは児童手当でございます。イで、子どものための教育・保育給付、これは、いわゆる保育所の運営費の支給でございます。それから、ウといたしまして、子育てのための施設等利用給付ということで、これが今回の追加分で、施設等利用費の支給でございます。

(2)の施設等利用給付認定子どもの区分は、下記のとおりでございます。

あけていただきまして、8ページでございます。

施設等利用給付に係る無償化の範囲を御説明いたします。

まず、対象となるサービスが3点ほどございまして、1点目、未移行幼稚園、特殊支援学校幼稚園分などということで、今回の施設等の利用給付認定で、新1号ということになるんですけど、具体的に鹿児島大学の附属幼稚園等になります。予算計上は5名分を措置しておるんですが、今のところ、本市では該当がございません。

次の幼稚園、認定こども園の預かり保育事業でございます。施設等給付利用では、まず新2号、3歳から5歳児です。これが、預かり保育の1日450円で、月額1万1,300円までの範囲で無償となります。800名分を予算措置してござ

います。

次に、新3号です。これは、満3歳児の方で、市町村民税が非課税世帯は450円の1万6,300円まで無償ということになりまして、予算上は10名分措置をしておるところでございます。それと、認可外保育施設でございますが、新2号、3歳から5歳の方は3万7,000円までの範囲で認可外を使われている方は無償となります。30人分措置をしております。最後、新3号です。市町村民税非課税世帯、これは、ゼロから2歳児でございます。4万2,000円の範囲で無償ということになりまして、5名分の予算を計上しているところでございます。

(5)の無償化の対象とならない費用としては、日用品費、教材費、行事費、食材料費、通園送迎費などがございます。

最後に、財源といたしましては、負担割合は国が2分の1、県が4分の1、市が4分の1ということで、ただし公立は市町村が10分の10ということで、今年度に限りまして全額国の負担ということになっております。

戻っていただきまして、5目母子福祉費のうち子育て支援課分は9,114万8,000円の増額補正で、事項母子福祉対策事業費補助事業扶助費は、母子寡婦家庭自立支援給付金事業の補助金額の改正によります増額補正でございます。

事項児童扶養手当福祉費補助事業扶助費につきましては、児童扶養手当支給月の変更による増額補正でございます。

ここで、生活福祉委員会資料により説明いたしますので、9ページをお開きください。

児童扶養手当の支払い回数の改正ということで、平成30年度生活困窮者等の自立を促進するための生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律の施行に伴う児童扶養手当の法の一部改正がございまして、本年11月からの児童扶養手当の支払いが、今まで年3回、4・8・12月だったのが、年6回に改正されました。

また、手当額を改定する月が8月から11月へと変更になっておりまして、3パターンお示ししているんですけども、従来は一番上が4カ月分だけを次の月でお支払い、4月・8月・12月、こういう形でお支払いしていたんですけども、今度、改正がありまして、本年度は最初の4カ月

は一緒です、7月までは。それで、8月から制度を合わせるために、3カ月分を、先月11月にお支払いして、今度、1月が新しい、また支給月ということになりまして、来年度以降は奇数月の支給という形に変わります。

戻っていただきまして、国庫支出金等精算返納金は、平成30年度の実績確定に伴うものでございます。

引き続き、歳入について戻っていただきまして、21ページをお開きください。

15款1項1目民生費負担金、3節児童福祉費負担金のうち子育て支援課分は1億1,881万6,000円の増額補正で、保育所運営費国庫負担金過年度分は平成30年度の実績確定による増額です。

児童扶養手当負担金は支給月数変更による増額でございます。

次の児童手当交付金は、平成30年度実績確定による減額補正、子育てのための施設等利用給付交付金は、10月から実施の幼児教育保育の無償化施設利用に係る増額補正でございます。

次は22ページ、15款2項2目民生費補助金3節児童福祉費補助金母子家庭自立支援給付金事業補助金は、母子寡婦家庭自立支援給付金事業に係るもの、あけていただきまして24ページ、16款1項1目民生費負担金3節児童福祉費負担金のうち子育て支援課分は1,729万3,000円の増額補正で、保育所運営費県負担金過年度分は平成30年度実績確定による増額、児童手当負担金は実績見込みにより減額するものでございます。

**○委員長（中島由美子）**ただいま当局の説明がありましたが、これより質疑に入ります。御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○委員長（中島由美子）**質疑はないと認めます。

次に、委員外議員から質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○委員長（中島由美子）**質疑はないと認めます。

以上で、議案第142号令和元年度薩摩川内市一般会計補正予算のうち、本委員会付託分について質疑は全て終了いたしましたので、これより討

論、採決を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○委員長（中島由美子）**討論はないと認めます。

これより、採決を行います。本案を原案のとおり可決すべきものと認めることに御異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○委員長（中島由美子）**御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

#### △所管事務調査

**○委員長（中島由美子）**次に、所管事務調査を行います。

当局から報告事項はありませんので、所管事務全般について質疑に入ります。御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○委員長（中島由美子）**質疑はないと認めます。

次に、委員外議員から質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○委員長（中島由美子）**質疑はないと認めます。

#### △第2次総合計画後期基本計画（素案）について

**○委員長（中島由美子）**次に、第2次総合計画後期計画（素案）について当局に説明を求めます。

**○子育て支援課長（知識伸一）**第2次薩摩川内市総合計画後期基本計画案の6ページをお開きください。

施策の2、安心して子どもを生み育てられる支援の強化の子育て支援課分は、魅力・現状・課題の②妊娠・出産・子育ての各段階における多様なニーズに応じたきめ細かな支援の展開が必要でございまして、3番目、今後も保育需要を見極めながら、保育士確保に努め待機児童対策に取り組む必要がございます。

さらに、保護者の就労を支援する観点からも、就労支援や保育ニーズに応じたさまざまな取り組みに取り組む必要がございます。

それと、④育児についての相談体制の充実など、



見守り体制を構築していく必要がございます。

次の7ページの成果の指標、目標値は、③待機児童数目標値ゼロ人を上げました。施策の方向性は、②多様なニーズに応じた子育て支援の充実で保健医療の充実を図ります。子育て支援課分としては、安心して医療が受けられるように、高校修了年齢までの医療費の無料化がございます。

③保育サービスの充実で、引き続き、待機児童の解消に取り組むとともに、社会経済状態の変化や保護者の就労形態の多様化、核家族化などによる多様な保育ニーズに応えるため、保育園の効率的な配置や放課後児童クラブの積極的な活用と保育サービスの充実に努めます。

④子育て支援体制の充実で、子育て支援体制の一体化を図りますとしました。子育て支援課としたしましては、各種保育相談等に対応するため、利用者支援事業を展開していきたいと思えます。

○委員長（中島由美子）ただいま当局の説明がありましたが、これより質疑に入ります。御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中島由美子）質疑はないと認めます。

次に、委員外議員の質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中島由美子）質疑はないと認めます。

以上で、子育て支援課の審査を終わります。

---

#### △委員会報告書の取り扱い

○委員長（中島由美子）以上で、日程の全てを終わりましたが、委員会報告書の取りまとめについては、委員長に一任いただくことで御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中島由美子）御異議なしと認めます。よって、そのように扱います。

---

#### △閉会中の委員派遣の取り扱い

○委員長（中島由美子）次に、閉会中の委員派遣についてをお諮りします。

現在のところ、市内の現地視察等は予定しておりませんが、今後必要となった場合の委員派遣の手続についても委員長に一任いただきたいと思います。

ます。ついては、そのように扱うことに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中島由美子）御異議なしと認めます。よって、そのように決定しました。

---

#### △閉 会

○委員長（中島由美子）以上で、生活福祉委員会を閉会いたします。

薩摩川内市議会委員会条例第 30 条第 1 項の規定により、ここに署名する。

薩摩川内市議会生活福祉委員会  
委員長 中 島 由美子